

平成28年第4回紀の川市議会定例会 第2日

平成28年12月 6日（火曜日） 開 議 午前 9時28分
散 会 午後 3時14分

◎議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

○出席議員（20名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	6番 大谷さつき	7番 石脇順治
8番 中村真紀	9番 榎本喜之	10番 杉原勲
11番 森田幾久	12番 村垣正造	13番 高田英亮
15番 西川泰弘	16番 坂本康隆	17番 室谷伊則
18番 上野健	19番 石井仁	20番 川原一泰
21番 堂脇光弘	22番 竹村広明	

○欠席議員（1名）

5番 仲谷妙子

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	林信良
市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	上山和彦	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	中邨勝	地域振興部長	立具久幸
保健福祉部長	上村敏治	農林商工部長	岩坪純司
建設部長	福岡資郎	会計管理者	森脇澄男
水道部長	森美憲	農業委員会事務局長	中野朋哉
教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治
企画部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長 榎本守 事務局次長 柏木健司

議事調査課課長補佐 岩本充晃 議事調査課係長 藤田郁也

（開議 午前 9時27分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

まず、報告ですが、5番 仲谷妙子君より、病気療養のため本日とあすの会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、御報告をいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回紀の川市議会定例会、2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（竹村広明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、3番 船木孝明君の一般質問を許可いたします。

3番 船木孝明君。

はじめに、紀の川市における交通事故防止対策についての質問をどうぞ。

○3番（船木孝明君）（質問席） 皆さん、おはようございます。ただいま議長の発言許可が出ましたので、通告に従いまして紀の川市における交通事故防止対策について、質問いたします。

今回、交通事故防止対策の中で、大きく二つに分けて、子どもたちと高齢者の質問を行います。よろしく答弁、お願いいたします。

近年、人口減少が続いていますが、依然として車の利用社会が伸び続けています。そうした中、今回、平成32年までの5カ年における第10次和歌山県交通安全計画が発表されました。この計画はもとより、警察の交通課だけの安全計画ではなく、県の行政機関及び市町村並びに関係団体の県民全ての願いである交通事故をなくす運動です。安全で安心して暮らせる社会の実現を目標として、県民全体の運動の計画です。

そうした中、紀の川市においても、特に高齢者や子どもたちの交通事故が重要な問題になっています。ことしの7月1日に、貴志川町で4歳の子どもが交差点で飛び出し、車にひかれて死亡して、事故がまだ最近であります。また、この事故については、県下で初めて、これは10月30日時点ですけど、初めての子どもの犠牲者であります。また、4年前にも粉河で小学2年生の女子が歩道に飛び込んできた車にはねられ、一人が亡くなり、もう一人がけがをした。また、一歩間違えば大事故となる子どもの接触事故も多く発生しています。このような痛ましい悲惨な事故は二度と起こしてはなりません。

そこで、まず第1点に、紀の川市における子どもたちの交通安全の教育指導の現状と今後の取り組みについて、質問いたします。

次に、紀の川市における高齢者の交通事故が、ほとんど毎日、新聞やテレビのニュース

で高齢者の運転による死亡事故が相次いで発生しており、かつてない本当に異常なほど多発し、重大な社会問題となっています。普通の子どもたちや多くの方も犠牲になっております。

本市においても、高齢者率が30%台に乗り、他人事と見逃せません。また、高齢者の事故の特徴は、速度違反等ではなく、認知による判断力の低下が非常に多く、また高速道路の逆走事故の約80%が高齢者です。

本市においても、京奈和道が来年全線開通し、複雑なインターチェンジの入り口が多く設置され、危険な逆走箇所もふえてきます。ここ数年、交通事故の件数、死傷者が減少しておりますが、高齢者の交通事故は10年続いて毎年増大しています。今年、和歌山県下で、10月現在で30人が交通事故で死亡しております。そのうち、17人が高齢者です。また、警察別では、岩出管内で8人の死亡事故があり、そのうち5人は紀の川市で、これは地区別でも警察管内でも、和歌山県でトップであります。そして、那賀消防の救急車も交通事故で248人搬送しております。ということは、これに近い交通事故が発生しているわけです。また、その248人の中の75人が高齢者です。これは岩出市含めての数でございます。こうしたますます高齢者の事故がふえ続け、まさに非常事態です。

このような中、11月15日に安倍総理みずから高齢者の交通事故防止緊急対策会議を開催し、総理は冒頭の挨拶で、交通事故をなくすため、社会全体で高齢者移手段の確保、高齢者の生活を支える体制を進めていくため一丸となって取り組みを関係閣僚に指示をしました。

そこで、二つ目の質問。

今後、高齢者の3年に一度の免許更新時に、講習会で判断力低下や認知症の検査を行っているが、その3年間は、本人が気づかず認知が発病してもそのままの状態です。そのためにも、地域みんなで高齢者が事故を起こさないため、現在行っておる紀の川市の交通大学や老人会の集まりで、今発売されております「自動ブレーキへの乗りかえ」の呼びかけや高齢者の事故をなくすため、紀の川市の今後の取り組みを質問いたします。

以上、2点質問いたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） おはようございます。よろしく申し上げます。

ただいま、船木議員より御質問の紀の川市における交通事故防止対策及び危機管理部で所管してございます高齢者の交通事故対策と紀の川市交通大学の今後の取り組み等につきまして、答弁させていただきます。

社会の高齢化を背景に、高齢者免許保有者数は年々増加することに伴いまして、高齢者ドライバーによる事故が相次いで発生し、日々報道されている中、今までは高齢者が被害者となる事故が多く発生していましたが、最近では高齢者同士、また高齢者が加害者となり、死傷者が出る痛ましい交通事故が各地で発生してございます。

和歌山県内でも、本年10月末現在での交通事故による死亡事故は30件発生しており、そのうち高齢者の死亡者は17人となり、高齢者の死亡件数は大きな割合を占めてございます。

岩出署管内での交通事故は、本年10月末現在では、交通事故発生件数や負傷者は減少傾向にありますが、死者数は8人となり、前年の同時期より5人も多く増加しており、そのうち高齢者の死亡者が5人となっていることから、岩出警察署では高齢者の交通事故防止に関する広報や指導のさらなる取り組み強化に伴う対策が講じられています。

また、警察庁では、全国的に高齢運転者事故防止対策推進の一環として、運転に不安を覚えている高齢者に免許証の返納を促していますが、65歳以上の運転免許保有者約1,710万人のうち、前年に自主返納されたドライバーは、約27万人であったようです。和歌山県警でも、昨年10月から85歳以上のドライバー宅を訪れ、免許証の自主返納や注意喚起を促しております。

このような状況や事故の現状を踏まえまして、国土交通省では、本年度から車と歩行者の衝突を避ける「自動ブレーキ」を搭載している市販自動車の審査を行い、結果を公表するなど普及を促しまして、歩行者が巻き込まれる死傷事故の減少につなげる対策が検討されているようでございます。

また、来年3月に施行予定であります改正道路交通法で、免許更新時に「認知症のおそれがある」と疑われた75歳以上のドライバーに臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を実施しまして、その結果により医師の診断を義務づけることや、その他のドライバーについても交通違反があれば診断を受ける制度が予定されています。

現在、紀の川市では、岩出警察交通課及び市内交通安全推進連絡協議会等の活動と協力により、市内の保育所、小、中学校等へ交通安全教室の研修会や啓発に努めさせていただいております。

同様に、平成19年から各地区の老人クラブの皆様方を対象に、紀の川市交通大学を開校いたしまして、交通事故の防止、交通安全思想の醸成などを目的に、岩出警察署交通課長の交通安全指導をはじめ、那賀消防組合より応急救護措置や技能訓練研修会等年間を通じて実施していますが、さらに現状に応じた高齢運転者等の交通事故対策や指導内容を協議いたしまして、交通安全運動の推進や啓発活動に努めると同時に、地域の皆様方をはじめ、子どもたちや高齢者の交通事故防止と交通安全意識の向上について研修指導を行ってまいりたいと考えてございます。

今後も、高齢者等の方々を対象といたしました研修会や交通大学等の充実促進を関係機関と検討いたしまして、市民の皆様方を悲惨な交通事故から未然に防ぐことができるように連携を行い、安全対策や交通指導等に取り組んでまいりたいと考えますので、御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 船木議員御質問の子どもの交通安全教育の取り組みについて、答弁をさせていただきます。

教育委員会では、平成28年度の学校教育指針の中で、学校教育の基本方針として5項目を設定しており、その一つとして、「安全で楽しい学校をつくる」を掲げております。

「安全で楽しい学校」をつくるため、「安全教育の充実」を重視してありまして、各学校で作成している「教育計画」には、「安全教育の教育指導計画」を定め、警察署などの協力を得て交通安全教室を実施し、交通ルールをしっかりと身につけ、交通事故から身を守るための心構えや態度を育てる取り組みを行っております。

また、地域においては、地域共育コミュニティや健全育成のボランティアの方々を中心とした見守りも随分充実いたしまして、登校時を中心に積極的な見守りや声かけを行うことで、交通安全の注意喚起を行っていただいております。

安全指導計画は、児童の発達段階に応じて作成しておりますが、高学年の児童には、みずから安全に登下校できることともに、低学年の子どもたちの安全にも気を配り行動できるように指導いたしております。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） ただいま御答弁いただきましたけれども。

ここに一つの例として、子どもの交通安全の取り組みとして、和歌山市の高松小学校では、過去に交通事故や自転車の転落事故が多発しており、交通ルールの大切さを認識するため、和歌山西警察署の署長が隊長となり、学校長が副隊長となり、「高松交通ルールを守り隊」を立ち上げて、小学校の生徒460人が隊員となり、「全員が交通ルールを守る」、「道路に飛び出さない」、「遊ばない」、「自転車に乗るときはヘルメットをかぶる」、この四つの約束を書いたカードを隊員が全員持っております。そういうことで、自分たちの交通ルールを認識し合っております。

本市の小学校も少子化で、集団登校・下校が低学年だけで通学している子どももあり、また忘れ物をして急におうちに帰るとき、いろいろと危険がいっぱいあります。そうした危険なところをお互いに自己体験して、月に一度先生を交え、集団下校して交通ルールの認識を高める実践活動をしてはどうですか。二つ目の質問をします。

次に、高齢者の再質問ですけれども、和歌山県警も、先ほど御答弁されたように、高齢者が事故する中、免許返納制度が今、各地で進められております。80歳から85歳以上のドライバーに自主返納を促す対策を進めていますが、平地のまちと違い、車がなくては僻地の農山村にとっては、はたや買い物に行く、また病院にも行けなく、生活ができないところもあります。また、地域高齢者が乗り合わせて買い物に行くにも、誰かが運転手が必要なのではないのが現実です。

こうした中、警察では、車にかわる公共交通の充実を市町村に働きかけております。既

に、各地の市町村では、免許返納者に自治体が高齢者の生活を支えるデマンド交通などに取り組んでおります。紀の川市においても、免許返納者にデマンドタクシーまたデマンドバスの運用の取り組みはどうか。

また、地域巡回バスやタクシーの割引券を発行して、免許返納に取り組んでみてはどうか。この2点を再質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいま船木議員の再質問、議員提案の集団下校の取り組みについてでございますけれども、現在、多くの学校で学期に数回、教師も同行して通学路の点検を兼ねて集団下校を実施しております。高学年の児童が低学年の児童の安全を見守りながら交流を深め、集団で下校する取り組みというのは非常に効果があり、望ましいと考えております。

しかし、学年ごとに下校時間が異なることや学童保育を利用する児童も数多くおりますので、定期的な実施というのが難しいのではないかと考えてございます。

教育委員会といたしましては、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちへの安全教育の取り組みをさらに充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 船木議員の再質問にお答えいたします。

高齢化の進展に伴い、運転免許証自主返納者の増加が予測される状況での公共交通の取り組みでございますが、地域巡回バスでは、市内の多くの地域にバス停を設置することや低廉な運賃で運行することにより、子どもから高齢者まで幅広い年代の方が御利用いただけるようにしております。

また、平成28年4月から、デマンド型乗合タクシーの試行運行を開始し、山間部における公共交通のあり方について検討を進めているところでございます。

今後、外出時の移動手段を確保することの重要性はますます高くなると考えられますので、運転免許証の自主返納者のみならず、交通弱者に配慮した最適で持続可能な公共交通形態の構築に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

〔船木議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 次に、紀の川市の人口減少による定住促進対策についての質問をどうぞ。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） それでは、次に、紀の川市の人口減少における定住促進対策について。

これはもう多くの市町村では取り組んでおられるけど、なかなか難しい問題でございます。本市におきまして、高齢化率が30%となり、厳しい少子高齢化社会が進んでおります。社会的定義によりますと、人口55歳以上が50%になると準限界集落、65歳が50%に至ると限界集落、65歳以上が70%を超えれば危機的集落、または消滅集落、つまり近い将来集落がなくなってしまうという大変なことです。本市においても、現在、山村地域では既に該当する地域もあります。何とか人口をふやす取り組みをしなければ大変なことになると思います。住民が減少すれば、農地も荒れ、また空き家が多くなり、人が住まないと集落の庭は雑草が茂り、将来には廃墟集落となってしまいます。

また、空き家に人が住むと、地域全体が元気になり活気を取り戻します。そうした現状を重視し、県では田舎暮らしの希望者に空き家を紹介する「わかやま空き家バンク」を立ち上げ、誰も住んでいない空き家を田舎暮らしに利用してもらい、移住と空き家の両方の支援に取り組んでいます。また先日、議員研修の報告会でも、空き家バンクの取り組みが多く報告されていました。

そこで、質問いたします。

そうした中、紀の川市の総合戦略では、平成31年までの5カ年の基本方針で、移住・定住促進を掲げています。本市の計画を進める中、空き家バンクと田舎暮らしを合わせたの相談コーナーを人の集まる場所で積極的に紀の川市のすばらしいところや県の支援金制度、条件がそろえば250万円という支援金もアピールして募集してはどうか。また、県の空き家バンクの連携や受け付け、また市の協議会設置等の現状と今後の取り組みを御質問させていただきます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 船木議員の御質問にお答えいたします。

移住・定住事業につきましては、和歌山県の支援事業を活用して推進するための取り組みを進めているところでございます。

県が指定する対象地域は、鞆渕地域・麻生津地域・奥安楽川地域・細野地域の4地域であり、9月上旬から各地域に赴き説明会を開催し、事業の趣旨説明並びに受け入れ体制を各区長に依頼し、既に「紀の川市移住・定住推進協議会」への参画同意を得ておりますので、和歌山県移住推進市町村への加入手続を進めてまいりたいと考えております。

空き家バンクの取り組みについても、県が運営しております「わかやま空き家バンク」の活用を考えており、地域の皆様とともに空き家物件の把握、また所有者への取り次ぎ等、連携を密にしながら「わかやま空き家バンク」への登録を推進し、紀の川市への移住を希望される方々にお応えする住宅を確保・提供したいと考えております。

次に、田舎暮らしの広報等の推進の取り組みにつきましては、地域資源あふれる紀の川市の魅力を発信するために、紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である「地域資源を生かした魅力あるまち」、「魅力ある仕事・職場のあるまち」、「若い世代

から選ばれるまち」、「安全・安心で暮らし続けたいまち」等をPRできるパンフレットを作成し、和歌山県が東京、大阪の都市部で開設している「わかやま定住サポートセンター」が開催する移住・定住希望者を対象としたイベントに参加し、紀の川市の認知度を高めたいと考えております。

また、移住・定住希望者への相談窓口として、企画調整課にワンストップパーソンを設置し、ワンストップ窓口を開設しております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 再質問、市長に答弁をお願いいたします。

本市においては、平成25年3月に紀の川市後期基本計画が作成され、その中の計画として平成29年の人口7万人と策定されております。人口に、平成27年の国勢調査によると、紀の川市の人口は6万2,614人と、基本計画の人口より既に7,886人減少しています。何とか取り組まなければ、ますます人口減少が続くと思われま。

また、平成26年12月に、国の総合戦略に基づき、平成27年12月に紀の川市も、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、本市の全部分が計画に向けて取り組むと提言されております。

そうした中、県下の市町村では、既に新規定住補助金制度に取り組んでおります。九度山町では、新築支援に100万円、印南町でも1,000万円以上の建築物を建てると100万円、橋本市では50万円、紀美野町では平成28年度から補助金の年齢を町独自で40歳から50歳に引き上げ、住宅と土地購入したら100万円の補助金を実施されております。

また、本市においても、新規定住をされると、素人計算ですが、国の交付税で一人約10万円ふえ、3人家族では計30万円、また水道加入金として25万円、さらに今、固定資産税は3年間減額ですけども、市民税は年間約350万円から400万円所得で13万円で、計60～70万円がプラスになると素人考えですけども、計算しております。

そして、人口減少に歯止めをかけるため、若者の定住促進に取り組んで、計画出産率、現在1.2ですけど、これも1.7という目標に達するため、若者定住促進奨励金、これは23年、24年、25年と3年間されておりましたが、ただいまとまっておりますので、この復活はどうですか。市長にお尋ねします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 船木議員の再質問にお答えをしたいと思います。

若者の定住促進事業の実施についてであります。紀の川市で生まれ育ち、高校卒業するまでは紀の川市で過ごされて、大学、短大等出て行かれる方が非常に多いわけで、若者が帰って来れるような和歌山県、また紀の川市にしていかなきゃならんということが基本ではないかなと、そう思っております。

そんな中で、隣のまちと若者の取り合い、また先ほどお話のあった空き家等々に来てもらえるようなというふうな対策については、もちろん大事でありますし、一人でも紀の川市に住んでもらうことが大事であります。根本的解決にはなかなかならないと、そう思うわけで、23年から25年の間、若者の定住促進の補助等々を進めをしてまいりました。もう成果が出なかったからやめたというわけではないわけですが、いろいろな対応をしていく中で、今後も23年から25年まで取り組んだことも参考に入れながら、また企業誘致等々、紀の川市に住んでもらえる環境をつくっていくことを議員各位にも御協力をいただきながら進めてまいりたいと。

そんな中で、船木議員は船木建設として非常に多くの桃山地域で宅地開発もされておるわけで、今後、一緒になって紀の川市もそれらに協力をしながら、一人でも多くの方が紀の川市に来てもらえるようなまちづくりをしていきたいと、そう思っております。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

〔船木議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、20番 川原一泰君の一般質問を許可いたします。

20番 川原一泰君。

はじめに、農業で生きる行政支援における鳥獣害対策についての質問をどうぞ。

○20番（川原一泰君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、質問を行いたいと存じます。

きょうの私の質問については、農業で生きていくための行政支援はということで尋ねてまいりたいと思っております。普通一般的に、農業に関する質問については農業一本で質問される方が非常に多いわけですが、私の場合には、今回、紀の川市の農業を二つに分けて、そして尋ねてまいりたいと、このように思っております。

一つは、傾斜地を開墾して、そしてかんきつを中心にして、いわゆるフルーツづくり、こういった形の農業、これに対しては鳥獣被害の問題で尋ねてまいりたい。

そして、もう一つは、水田を中心にした農業形態があるわけですが、これについては圃場整備の問題でお尋ねをしてまいりたいと、このように思っております。

双方お尋ねをしてまいるわけですが、1回目の質問、再質問については、担当部局の部長から御答弁をいただいて、そして再々質問においては、司令塔でございます中村市長のほうから総括として、市長の考え方を答弁いただきたいと、このように思っております。

まず、一つ目の質問でございますが、傾斜地を開墾して、そしてミカン・柿・桃・ブドウ・キウイ、そういったいろいろな紀の川市では作物を植えてでも、全ていいものができる、非常に収益も上がるわけですが、こういった傾斜地を中心にした農業経営をやられとる方々も非常に高齢化の一途をたどっていると。そういう中で、この方たちの非

常に悩みなり課題があるわけですが、私が思いますのに、一番にくるのは恐らく後継者の問題だろうと、このように思っています。

そして、2番手にくるのが、今、恐らくイノブタの被害、アライグマの被害、これに対する対策が非常に農家として苦勞をされている。

私もある時期に、海拔400メートルぐらいのところ非常にいいミカンができるわけですが、そこをブルドーザーで開いて、そして有田の試験場から8種類の新しいミカンの苗を試験的に植えていただいて、そしてミカンがなり出すと、「この木はいいな」、「これはもうひとつやな」というようなことでわかるわけですが、そのいいほうをとって、そして即座に自分ところで接いで、そして苗をどんどんどんどんふやして、2町5反ほどミカンづくりをしていたことがあるわけなんです、その当時ですと、一番奥まった早生ミカンの畑でミカンとりをしていますと、猟犬が5匹も7匹も、一匹のその天然のシシで、この当時は、天然のシシでございますので、これを追い出して、勢子のかげ声とともに、猟師が鉄砲持って構えて待っているところに、そのシシを追い込んでいくわけですが、しばらくするとその銃声が聞こえて、そして犬の鳴き声がやむと、恐らくそのときは、そのシシを倒したんだろうと思います。

そういう光景を何度となく私も見てきてございます。その当時は、天然のシシというものがなかなか人間と出会うようなところには住んでない。非常に山奥深いところにねぐらを構えて、そして1年に1回の交尾しかしない。そして、生まれる子どもは1匹か2匹しか生まないわけなんです。

ところが、今のイノブタの問題は、どこでどう間違えたんか知りませんが、恐らく今、農家の方も、これは人災だということを言い出しています。イノブタを山へ放した者の責任だということまで来ているんですよ、今。そのイノブタは、年に2回子どもを生むんです。そして、1回の子どもの数は、少なくとも4～5匹、多いイノブタについては10匹ぐらい生むわけなんです。そして、雑食性、土の中の芋類から穀物類、そしてあらゆる柑橘類、ブドウまで階段の上から食べに来る。そして夜行性、夕方になると、皆さん御存じかどうか、担当部局の方も知っているかどうかわかりませんが、この京奈和高速のほん北のほうまで、舗装をしたところを夕方暗くなってきたら、親が子どもを5匹も6匹も連れて舗装の上を歩いて、幾らも歩いている光景を見ますよ。それぐらい数がふえてきている。

そして、その後継者の方々が、高齢化に伴いまして、管理のしにくいところ、いわゆる不便なところから遠いところ、そして傾斜のきついところ、そういうところは非常に畑の管理がしにくいわけですから、そういうところから荒らしていく。そうなりますと、そこをねぐらにして、そのイノブタがどんどんどんどん繁殖しているんです、今。もう家の近くまで、軒まで来ます。

そんな状況の中で、イノブタというものの実際の被害状況というのを担当部局は知っておられるのかなと思うわけなんです。そして、ことしうちの土地のある方が言ってござ

いましたが、市から補助金をいただいて、そしてメッシュを防護柵として畑につけてあるわけなんです、そのメッシュの下を掘って畑へ入ってくる。そして、徹底して食べられた。余りひどいんで、果樹共済の職員をその畑へ連れて行って、そして写真を撮らせて、そしてその対象になるようにこの前にしたという話をしてございましたがね。

また、もう一つは、私の友達が4反ほど畑あって、その周辺にも皆さんが畑をずっとつくっているわけなんです、その周りの人らが、もう辛抱できやんからということで、電柵を市から補助もろてつける。そして、私の友達に、「あんたもわしらこうしてやるんやけど、一緒にやらんか」ということで、わしの友達に声かけをしてくれた。その友達は、「私はもう、こんな畑に元入れせえへんねん」と、「安いミカンつくってて、そんなん向こうへ向こうへと元入れできるかい」というような話の中で、「シシも生きていかんねんやから、コンテナに10杯や20杯ミカン食わしたらな生きてられへんやん」というような、大きな口たいて、そして自分とは4反ほどの畑につけなかった、そしたら周りが電柵をつけた。

そういう形の中で、収穫前、二晩ほどの間に木はズタズタに裂かれて、ミカンがなると枝に荷がかかってくるわけですね、それに後足で立って、80キロ、90キロのシシが体を預けてきて、その木を裂くんです。そして、地べたに落ちたミカンを徹底して食べてしまう。そういう状況が、その畑なんかでも600のコンテナ、毎年収穫があった中で、とって出荷したのがたった20杯だったと。そこまで徹底して、周辺のシシが寄ってきて食べてしまう。

粉河町の下丹生谷のある方も言うてましたが、「6反の畑、ことしはミカンとりすること要らんねん」という話を、涙ながらに言うてましたわ。そういう、こないだ鞆淵、私も行かせていただく機会がございまして、話を聞いていますと、その鞆淵地区の柿の生産農家かなりあるわけですが、刀根早生から始まって、平核無柿、富有柿、かなり産地形成できてる状況でございますが、1軒の家で30万円や40万円のシシの被害を受けている農家がざらにあるという話です。

そして、黒豆も丹波の黒豆に負けないような非常にいい品質の黒豆がとれているわけですが、田んぼに黒豆植えますと、波板トタンを横にくいとめながらずっと囲むんです。そして、最初のうちはシシが寄ってきて、トタンの端をあの爪で踏みますと、バリッという、それがびっくりして最初は逃げておったんですが、最近は体でそのトタンを押し曲げて、そのつがいとすき間があくとそこから入ってくるというような状況になってきて、だんだんとそのシシも賢くなって、完璧な人は、その波板トタンを張って、その上に電柵2本の線をまだその上につけていると、そこまで各農家が神経をとがらせている。

それは、つけるのはいいですが、全て金が要るんです。そういう実態というものが、本当に行政の担当部局で把握できているのかなという思いが私はするわけなんです。そして、行政側の補助の今までいろいろ配慮していただいているようでございますが、この補助金、30万円費用かかると、その2分の1、15万円という補助金を今までいた

だいていたわけなんです、今は3分の1に減っている。いわゆる30万円かかれば10万円しか補助金がもらえない。被害がどんどんどんどんと急に大きくなっている状況の中で、行政側の支援というものは逆行している。

そして、もう一つは、電柵、3年前に引いたと。そして、2年ぐらいはシシの鼻の水分のあるところが、その線に当たるとかなり体に電流が流れますから、怖がって2年ぐらいは寄りつかないだそうでございますが、3年目ぐらいから、体でその電柵を尻で押す、横で押すんかわかりませんが、そうしてその電柵の線を緩めてしまって、そしてその上をまたがって入ってくる。「これじゃ、もう電柵の効果なんてないな」というようなことで、その方は市のほうにまた申請に来たわけなんです、そしたら、担当部局のいわく、「あんたこの補助金を出してからまだ5年たってないから、まだ3年から補助対象にはならん」と。いわゆるその農家の方が、くいを打ってメッシュを張るという方向に変えようと思って申請に来たと。そしたら、まだ2年足らんと、そういうことを言われたと。

その2年間というのは、農家の選択肢としては、シシの食い放題にほっとくか、それとも自分の自費で資材を買って、くいから金網から全部買って、そして自分でつけるか、選択肢としてこの二つに一つにしかないんです。

こういう状況を見るときに、農家の本当に苦勞されている状況を行政側はわかっているのかなと思うんですよ。基幹産業は農業と言われる、紀の川市はフルーツのまちだと言われる、その以前の問題として、今は農家のイノブタからの襲撃に対して、この対応に必至になっているんです。このときにこそ、国の制度であり、県の制度であり、市の補助対策であり、こういう形でしっかり農家をサポートしてやらなくては、農家がフルーツづくりから手を引くようになってきますよ。もうぼちぼちそういう方向が出てきているんです。「もうこんな安いもんつくってて、向こうへ向こうへと金要るんだったら、もうやめとこ」というようなことになってきている。

そういう状況の中で、一遍考えとくよというような生易しい答弁は要らないんです。何とか、今の農家の苦勞していることをしっかり吸い上げていただいて、そしてどのような補助金であり、この5年という縛りを3年にするとか、そういう形で徹底した行政の支援というものをやってほしいんです。それに対して、具体的な1回目の質問ですが、答弁をいただきたいと、このように思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） おはようございます。

川原議員の鳥獣害対策についての御質問に答弁をさせていただきます。

本市では、急傾斜農地を利用し、果樹栽培を中心とした農業で生計を立てられている農家も多く、「フルーツ王国紀の川市」を積極的にPRしていくことで、市産農産物の知名度アップや農家の所得向上などの農業振興につなげていくことはもとより、まちづくりのキーワードとしても活用をしているところでございます。

現在の農業経営環境は、議員も申されたとおり、中山間地域では特に厳しく、加えて、有害鳥獣による被害が拡大の一途をたどっている状況でございます。丹精込めて栽培した農産物が被害に遭えば、農業者の生産意欲の減退を招くだけでなく、耕作放棄地のさらなる増加にもつながるなど、農業振興を図る上で大きな障害となっていることは十分承知をしております。

有害鳥獣による農産物被害額は、平成25年度4,893万4,000円、平成26年度5,122万4,000円、平成27年度4,942万7,000円と、被害対策を講じているにもかかわらず5,000万円前後の被害が毎年発生しております。実質的には、それらをはるかに超える状況も考えられ、被害額の大半がイノシシ・アライグマによるものであります。また、近年は鹿による柿の芽等への被害も発生しつつあります。

市では、平成26年度に策定いたしました「紀の川市鳥獣被害防止計画」に基づき、最終年度である平成28年度の被害軽減目標値を平成25年度のおおむね3割減まで縮減できるよう種々の被害防止対策を講じているところではございますが、現時点では極めて厳しい状況となっております。

また、鳥獣被害を防止するための市単独事業であります。現在、設置資材等の購入に要する経費を対象とし、補助率は3分の1以内、上限額を10万円と定め、予算の範囲内で実施しております。議員からも御指摘がございましたが、補助率につきましては、諸般の事情により、平成24年度より2分の1から3分の1以内に補助率を下げ、幅広く被害に遭遇している農家に利用していただけるよう対応をしております。

また、運用面におきましても、5年を経過しない事業箇所には重複して交付をしないとしております。

有害鳥獣被害対策は、基幹産業である農業振興を進める上で重点施策にも位置づけをしており、捕獲対策もあわせ、予算措置において優先的配慮を講じるとともに、被害の実態に応じた要綱運用の改正も検討しつつ、新年度の予算措置に向けしっかりとした対応をしてみたいと考えております。

さらに、放任果樹の伐採等による餌場の除去や有害鳥獣を出没させない環境づくりなど、地域が一体となった新たな取り組みや活動、営農対策についても対策を講じる必要があります。

市鳥獣被害防止対策協議会やJAなどの関係機関と強固な連携を図りつつ、また被害農家の声や意向もお伺いしながら、国家的な対策について、ともに考え、農産物の有害鳥獣被害の軽減が図られるよう支援をしてみたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） 答弁をいただきました。

再質問でございますが、ことしの9月の末にですが、旧打田地区の東三谷というところ

がございますが、この地域の中の環境保全の皆さんですね、この方々10名の方が、国家戦略特区の認定を受けた兵庫県の養父市を視察し研修に行くんだが、川原君行かないかということで、私一人お誘いを受けて、そしてその10名の方と9月末に連れて行っていただいたわけなんです。

この国家戦略特区というのは、皆さん方も御存じの方もあるかと思うんですが、以前、小泉純一郎さんが総理大臣をされていた当時、閣僚の中に民間から選ばれた竹中平蔵さんという方がおられたのを御記憶ある方もあろうかと思いますが、この竹中平蔵氏は、和歌山県の桐蔭高校出身で、和歌山県出身ということで非常に親近感を持って、我々もあの人の発言なり行動を注視していた時期がございました。この方が、これからの農業は非常に大変だと、そしてこの農地法という岩盤規制の中で、これを砕くというのは並大抵の問題やないと。だから、この農業で生きていける道を何とかつけといたらなあかんということで、竹中平蔵氏が、この国家戦略特区というものを提案して、そして国会を通して、ことしの6月に全国で6カ所、その認定をしたわけなんです。

その中の一つに、この兵庫県の養父市があるわけですが、その養父市の中へ車で入って行って、そして山手のほうへ入っていきますと、この養父市という市は、総面積の28%しか田んぼの面積がないんですね。あとは、山ばかりの地域なんですね。だから、その担当部局の次長以下、何名かの方についていただいて、案内をしていただきながらいろいろと話を聞くわけなんです。その山手のほうへ入っていきますと、ヘリコプターで上から見ても、棚田、山手行ったらありますやん、非常にあぜが8メートル、10メートルぐらいあって、上に稲植えるところがちょこっとなかなかというような、それがだんだんだんだんに山肌に田んぼができていくというようなところ、そういうところと、また山合いに小さい田んぼが、いっぱいあるわけなんです。それが全て30～40年前に圃場整備がされている、こういうことなんです。

そして、その下の田んぼを見ますと、鉄のL型鋼をその田のあぜに打ち込んで、私が端へ行っても、そのメッシュの高さがわしの頭からまた上へ出るんです。それぐらいの完璧な鹿対策、イノブタ対策、こういう形の中でそんな完璧な防御柵をつくられておった。

そこで私は、「次長、しかしこれぐらいの大層な完璧な防御柵をつくると、こら、かなりその農家1軒当たりの負担金というのは要りますんやろな」ということで、わし訪ねたら、「いやいや、これはもう国から資材は全て提供してもらてるんや」と、それで国から資材をいただいて、そして農家の皆さんが出て、そして自分らでこのセッティングしていったという話を聞かされました。

そこで、またすかさず、「ああ、次長あれですか、国家戦略特区の養父市は認定受けたから、その国からの資材をただで供給してもうてますんやな」という話をしたら、「いや、そうと違うんや」と、「この資材は、どこの自治体でも全て対応できる」ということで、初めて鳥獣被害防止総合対策事業というこの国からの制度があるということ、私そこで初めて知ったわけなんです。

そして、帰ってきて、振興局へ行きました。「和歌山も、こういう制度があるということが大分前からあったんかえ」というようなことで訪ねに行ったら、私ら、いつこの制度が出たんかわからんぐらい前からあったということですよ。

それなら、何でこの紀の川市が、これぐらいイノブタに非常に苦慮しているわけなんです。ここまで被害が広がる以前、当初、いわゆる被害がぼつぼつ出始めたときに、なぜもっとこういう制度があって、自分らで工事をやる気なら、この制度をしっかりと導入して、こういうこともやれるよということをもっと農家の皆さんに教えてあげて、そしてこの制度の対象になるのは3軒組めば全て対象になるんです。申請出せるんです。

そして、鞆地区のこの地区は、1枚1枚畑を囲むと非常に費用もかかりますから、全体5町なら5町、8町なら8町というそのエリアを、ぐるりとずっとメッシュを張りめぐらすという、そういう方向もとれたわけなんです。なぜ、それを余計使えば使うほど市の補助金も要らなくて済むんじゃないですか。なぜそれをもっと最初から、今になったら農家が、我々は逃げづくりと言いますが、管理のしにくいところは全部は荒らしてくる。そういう形で昔はここで5町固まっていたんやと、それが2町ほども荒らしてしめて、歯抜けになってしめてる。そんなこと、こない一組のメッシュで囲まれへん。なぜ、最初からそういう制度を行政側としてもっと浸透させてやれなかったのか。この点について、ひとつ答弁いただきたいのと。

これから、まだまだ電柵であり、メッシュのつけやなもう辛抱できやんという農家がたくさんございます。ほんの一部です、またこの市の補助を受けて、電柵なりメッシュをつけられとる畑というのは、そのつけてない畑がたくさんまだまだございますので、いかに残りのこの地域の対策に対して、しっかり国の制度を駆使して、「その工事、おまえらせえ」ということを言うて、「嫌なら中山間のお金もろてますんやろ」、そういう金を十分な日当やなかったも、その金を使いながら、わずかな日当でも払ってあげて、そのお金を使ったらいいわけなんです。そして、資材を国からもらって、そして農家の負担を本当に軽くなるように行政がしっかりしてあげることが、これは行政の務めやと私は思っています。

この間、NHKの和歌山放送で、夕方二日間にわたって、この被害の問題で有田市の賢地区というところがあるわけなんです。この地区はミカン専業農家が非常に多いところ、そこが畑の面積にしたら東京ドームの62倍という面積があってということはこの間言うてましたから、かなりな広い面積を国の制度に乗っけて、その山肌をずっとメッシュで囲ってしまっているわけなんです。そして、そのメッシュを工事した延べメートルは、21キロなんです。そして、毎年収穫前になってくると、その関係者が全部出て、その21キロのメッシュの下をシシが、畑に侵入する穴を掘ってるところが非常に多いから、そのチェックをしているところをカメラが追ってるわけなんです。そして、ことしも15カ所、21キロの間に15カ所のそのシシの侵入する場所が見つかったと、そこをどないするかというと、コンクリートの中に入れるの、鉄筋、これをU字に曲げて、そして金網のすそ

に突っ込んでそれを山に向けてたたき込んで、何本かたたき込んで、その中へ侵入できないようにしている、その光景をテレビ放映してましたよ。

だから、一人で自分の2町なりの畑を守ろうとすると、非常に息が切れてくる。そやけど、みんながかりでその周りからの襲撃に対して対応しようとする、非常に楽、そしてええ知恵も出てくる。そういう中で、これからまだまだこの被害がどんどんふえてくると思いますんで、どうぞひとつ担当部局のほうで、この国からの制度というものをしっかり地域に対して浸透させて、そうすれば市の補助金も少なくても済むと思いますんで、その方向にどのような熱意、やる気、それを持たれておるか、それもひとつ含めて答弁いただきたいと思います。

今、二つです。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） 再質問にお答えをさせていただきます。

議員が申されましたように、国におきましては、広範囲な地域ぐるみで実施する被害防止活動や侵入防止柵等の整備について、補助率2分の1以内で、かつ自力で施工する場合は、資材相当分の定額補助が可能となる極めて有利な制度となっております。

実施に当たりましては、広範囲な地域の合意形成が必要でございまして、被害防止計画に基づき事前に国の事業承認を受けなければならず、加えて事業実施や会計手続が適正に行える体制の確立、さらに費用対効果の分析検証が求められるなど、地域で実施していく上では非常にハードルが高い内容となっております。

地域内で営農に関し、リーダー的な人物が存在し、それを地域全体でサポートできるしっかりとした体制を整えば、こうした有利な補助制度も活用できますが、どうしても鳥獣被害に遭遇した時点で、しかも個々に対応するといった考えを持たれている農家が多く、採択に向けた取り組みがおくれたものと考えてございます。また、行政としても積極的な関与ができなかったといった点につきましては、取り組みが甘かったと言わざるを得ません。

現在、市では地域ぐるみで実施する有害鳥獣被害対策補助金の内容を広報紙に掲載をしております。また、窓口におきましても、相談に来られる被害農家の方々の実情やその対策についての対応をしておりますが、今後、広範囲で地域関係者が一体となった防止対策にシフトをしていかなければならないと考えてございます。

そのためにも、中山間地域等支払交付金事業の対象となっておる組織の関係者等との連携体制を強固にいたしまして、職員が積極的に地域に出向き、しっかりとした対応がとれる進めをしてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

○20番（川原一泰君）（質問席） また、後から市長に尋ねさせてもらいますんで、この二つ合わせてね。

〔「この場で答弁をもらわないと」という者あり〕

〔川原議員「わかりました」という〕

○議長（竹村広明君） ただいまの鳥獣害対策について、市長の答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 川原議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

中山間部における農作物の鳥獣被害が増大し、大変危惧しているところであります。中山間って、もう家の近くまで、私とこなんかは家の屋敷までイノブタが来る状況でありまして、大変ですが。

川原議員、言われたとおり、市のその鳥獣被害に対する取り組み、また国の対応も非常に甘かった、おけている状況の中で、特に和歌山県選出の鶴保議員なんかは、もうたびあるごとにこの鳥獣被害を取り上げて頑張ってきた一人じゃないかなと、そう思っていますし。

イノブタだけではなく、紀南地方での鹿の被害、鉄道に飛び込んできて事故に遭う機会は、隔日ぐらいに鹿が飛び込むような鉄道に、それくらいふえているという状況だそうで、紀南地方では植林した苗木がやられるというような状況の中で、私も鳥獣についてはイノシシを20歳から40歳まで、鉄砲持ってイノシシ狩りを、そういう期間やりました。もう野性のイノシシがほとんどなくなった状況の中で、鉄砲を警察へ返して猟をやめたんですが。

それから、10年ほどたってイノブタが非常に繁殖し出したということの中で、今の現状になっているわけで、先ほどからいろいろ粉河地域やこの紀の川市の状況の中での鳥獣対策の実情を川原議員が言われておりましたが、私も電柵5カ所やっています。それで、電池でやっていた、またバッテリーの中古をいただいてやっていた状況だったんですが、大変面倒というんですか、太陽光の電柵にやり変えたと、補助金一回5万円ももらっただけで、あと非常に申し込みが多いということの中で、自分なりでやっておるんですが、これは根本的な解決には私はならないと思うんです。自分とこさえよかったらええわというふうな対策になって、どっかで食べなきゃイノシシも生きていけない状況の中で、この鳥獣愛護の関係でいろいろまた言われる団体もありますけれども、これくらいふえ、また被害が出る状況の中で、国策として、また県、市も一緒になって取り組む必要があるんじゃないか。

おくれておると、そのことを痛切に感じておりました、これらの問題を今後、市独自だけではなくに国策として考えていただき、そして補助金等対策、見直していただいて、今、国では猟は夜は鉄砲は撃てないというふうな今日まで状況だったのを夜でも猟に行くというふうにはなしに、撃てるというふうなこともできるようになったように聞いておりますし、しかし、根本的にこの鳥獣をもうふやさないということの対応を国でとってもらおうべく一

生懸命、市長会を通じて、国に、また県に要請をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（竹村広明君） 次に、農業で生きる行政支援における圃場整備についての質問をどうぞ。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） 今、非常に前向きな市長の答弁いただきまして、ありがとうございます。

二つ目の質問でございますが、水田を中心にした農業形態、これをしっかり活性化し、また発展させていくためには、これはどうしても避けて通れないのが圃場整備だということを市長もよく言われますし、市の担当部署のほうでも、この方向については別に手を緩めているわけではないんだろーと思っております。

旧町時代に5町が合併したわけなんですけど、私の認識不足かどうかはわかりませんが、私が目についてきたのが貴志川だけだったと、その5町の中ですよ。貴志川だけが「あ、圃場整備やっているな」という感じで私は横目で見ながら通ったことは何回もあるわけなんです。ほかの桃山・打田・粉河・那賀町、こういう4町では、わし自身が認識不足かもわかりませんが、それ以上あったら許していただきたいわけですが、貴志川で本当にやっていたのは実際見てきてございますが、それだけ「どうしてもこれはやらないかんのや」ということを、今もなお執行部の皆さん方、市長をはじめ、「これはどうしてもやらないかん」ということであれば、執行部としてですよ、「これはほんまに大事やからやらないかんのや」ということを今もなお、気持ちを持たれておるのかどうか。余り進捗状況というのが、合併してから後も余り見えてこないわけなんで、さらにやっていかなあかんというその意気込みを持たれておるのかどうかということと。

それぐらい大事なことを他所に比べてなぜこのぐらい紀の川市はおくれてくるんだと。この間も、総務文教常任委員会で、富山から新潟のほう三日間にわたってバスで相当距離走りましたが、徹底したここらは圃場整備されていますし、新幹線で東京向いて走るのに、左右見ても、ほとんどなされている。もちろん、こっから観光バスで二日間旅をするにしても、車窓から見ても、本当に圃場整備というものがされておるわけなんです。そのぐらい、紀の川市も圃場整備というのは大事なんやという執行部に思いがあるんであれば、なぜこれぐらいおくれてきたのか。今もなお、絶対やらないかんと思ってくれてるんかい、これ一つと。

なぜ、これだけおくれてきているのかということですね。ひとつ御答弁いただきたいと。

1回目の質問です。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） 2点目の圃場整備についての御質問に答弁をさせていただきます。

圃場整備事業は、紀の川市の農業を維持継続していくためにも、強力に推進しなければならない必要な事業でございます。これまで農業委員会や区長会、また農業関係団体等の会合などの機会を通じて事業実施に向けた取り組みと事業の必要性を説明してまいりました。特に、平たん部である打田地区におきましては、事業実施重点地区と考え、地域に向き、地域代表者や耕作者に対し詳細説明を行ってきましたが、残念ながら成果には至っておりません。いずれの会場でも、事業の必要性は理解していただくことができて、実施するには地域それぞれの問題や課題があり、地域全体の合意形成ができない状況であります。

具体的には、事業に係る受益者負担が重荷になること、事業実施中の農業収入が見込めないこと、水田・果樹等の永年性作物・ビニールハウス等の園芸施設が混在していることなどが考えられ、また個々には、後継者がいないことなど農家の思惑や考え方の違いにより地域がまとまらない中で進捗していないのが実情でございます。

こうした状況にあります、やはり農地の集約化と農地の区画整理、農道整備、用水路整備が一体的に実施できる圃場整備事業を推進していくことは、農業がしやすい環境づくりに努めていくことが肝要と考えてございます。

これまで、県営事業で実施できる規模は10ヘクタール以上が対象となっておりましたが、平成28年度より当該農地で2分の1以上の野菜の作付けが見込まれる場合は、5ヘクタールから事業に取り組める新規事業も制度化され、また高齢者等で耕作できなくなった農家の農地を地域の中心となる経営体に集積することで、事業費負担の軽減につながる助成もでございます。こうしたことで、新規に検討していただいている地区も出てきてございます。

市といたしましては、今後も圃場整備事業推進についての説明を熱意を持って丁寧に粘り強く行い、こうした制度改正をうまく活用しながら、少しでも事業が進捗できる取り組みを進めてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） 答弁をいただきました。先ほど、兵庫県の養父市の圃場整備の話をごらんとさせていただきますが、山合いのあの棚田、また谷のほうの田んぼは、非常に細かい、面積が1枚1枚のその面積が細かいにもかかわらず、圃場整備をちゃんとされてある。30～40年前ということになりますと、時期的にも大変な時期だったと思うんですが、その地域が車からおりて見たときに、「これはしかし土地生産性は上がらんやろな」と、この田んぼを使って金もうけするというのは非常に難しいなという思いが、私個人的にしたわけなんです。

それで、担当部局の次長に、養父市がこの圃場整備が30～40年前にできてなかったとしたら、今回の国家戦略特区の認定は送られていなかったかということをお尋ねしました。

そしたら、「非常に難しい問題だけど、私は思うのには、恐らく山合いの農家の皆さんが勤めに出るなり、また日稼ぎに行くなり、そういう方向転換をして、そして細かくウナギの寝屋みたいな非常につくりにくい田んぼを放置して、そして勤めるなり日銭を稼ぎに、恐らくそういう方向に転換してしまっているだろう」と。そして、「今見える田んぼは、全て雑木が生えて取り返しがつかんような状況に恐らくなっていると思う」という話をしていただきました。

何で、非常に面積の割には費用がかかるこの圃場整備を、農家がなぜ踏み切ったのかなという疑問も私はあったんですが、そして話をいろいろと聞いているうちに、農協が1軒当たり50万円の融資を各戸に、その当時のお金で50万円の融資をして、そしてその50万円の返済については、20年、30年の長期にわたって返せるような仕組みにして、そしてその事業をやり切ったという話を聞きました。

まず、一番に手をたたいてあげたいのは、その行政側の粘り強さと説得力ですね、やる気、これがやっぱりすごかったんだなという思いがしたわけなんです。その後押しをしたのが農協だということがわかってきました。そして今、その特区を受けて、養父市の市長が、この養父市の農業はこれから生きていくためには、戦略特区の認定を受けるしか道がないということで、その養父市の特異性というものをしっかり国に訴えて、そして認可をもらったと。そして今、11社の企業が入り込んできて、そして農地を買われる企業、そして農地を借りる企業、そういった方々それぞれ自分の企業に田んぼでいろんなものをつくって、そして企業の業績に上がるような形で使っていく企業もあれば、ある企業は、廃校になった学校の教室を、いわゆる加工工場として改造して、そして6次産業化をして、そしてでき上がった加工品を国内はもとより海外にまで販路を広げていっていると、そういう話も聞きました。

そして、その圃場整備した棚田が、私が仮に管理してて、それがケガをしたとか、年いってよう管理せんということになったら、どうしても荒らしていきます。それがいろんな雑木が生えてくるわけなんです。その生えたところをその地域の皆さん方が出て、それを耕して、根や何もかも全部掘り出して、そしてもとの田んぼに復活をさせて、一人一人の費用はどこから出すかということ、日本国直接支払交付金という国からの何か、ちょっと間違ってるかわかりませんが、その制度を引っ張り込んで、そのお金で毎日もとの田に復帰させるための出た費用をその交付金から払ったと。非常にやる気というか、そして田んぼに復活させた田んぼを養蜂業の企業がまた入り込んできて、そこにレンゲなりいろんな密の多い花を植えて、そしてニホンミツバチをたくさん持ってきて、そして密をたくさん採取して、国内外へ販売していると。

そういう状況の中で、非常に雇用もふえてきたと。そやから、農家の奥さん方が、そこで働かせてもらうというようなこともずっと発生してきていることなんです。そういうもろもろの話を聞いているうちに、やはりどういふこの農地を使っただけのこれからのどんな方向に持っていくにしても、この圃場整備というのは根底に、この圃場整備というものは

非常に大事なものだということが、私もそこに行かせていただいているんな話を聞くうちに確信が持てたわけなんです。

そういう状況の中で、紀の川市も必要、もうしっかり本腰入れて、今、私は手抜いているとは言いませんが、いかにその熱意を持って、そして私は思うんですが、部長以下皆さん方が地域に出向いて、そしてどうしてもこの地域では圃場整備は必要ないんやということを説いていくうちに、反対する者もあれば、どこの地域行っても同じです。賛成する者もおられる、その賛成される方の中から、説得力のある、または熱心な方、これを区長を通じて人選をして、そしてその方々と行政側とが一緒になって、そして理解のしにくい方々を説得していくという、この手だて、これはいかなることを進めるうちにおいてでも、絶対に必要ではないかなと、これは釈迦に説法かも知れませんが、頭のどっかに置いていただいて、さらにこれから担当部署としてしっかり頑張っていたらと思います、その意気込みをお聞かせいただきたいなと、よろしく。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） 再質問にお答えをさせていただきます。

本市の基幹産業は農業であると、こういった状況が、耕地面積の減少や耕作放棄地の増加、農業従事者の減少・高齢化により、農業構造の脆弱化が進んでございます。そういったことで、農業の体質強化、また地域の活性化を図ることが急務でございます。

1回目の答弁と重複をいたしますが、圃場整備事業を推進していくことで、農業がしやすい生産基盤の土壌ができます。現在は、元気でしっかりと耕作できている就農者も数年後には高齢となります。後継者がいない場合でも、地域農業の担い手や新規参入の農業者に農地を引き継ぐことができます。

難しいこととは思いますが、農家の意識改革も必要です。農地を地域の財産と捉えることで、美しい自然環境も後世に引き継ぐことが可能となります。そうしたことも踏まえ、圃場整備への取り組みを今後もしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

また、そのためにも、職員が地域に出向き、区長さんや地域農業に関して高い見識を持たれている就農者等を通じて、推進母体となる地域推進委員の設置などに向けた働きかけを行い、地域全体で取り組んでいただける体制づくりの取り組みも進めてまいる所存ですので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） 再々質問でございますが、市長にお尋ねいたしますが、旧町時代から、貴志川町で市長も早々とそういう圃場整備に対して手をつけて頑張られてきた立場、私も存じ上げておりますが。

今の紀の川市、非常に難しい部分があるんだろうと思いますが、紀の川市の司令塔とし

てさらに強行に推進をしていくという、その市長の決意というものをひとつ聞かせていただけたらなど、このように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 川原議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

基幹産業が農業であるということの中で、いつも申し上げているんですが、トップセールス等々へ行って、内外でも話をするんですが、紀の川市はパイナップルとバナナ以外は何でもとれるという話の中で進めていくわけなんです、逆に考えれば中途半端だという面もあるわけです。紀の川市へ行けば「桃」というとか、「柿」とかという、もう1品種、2品種で限定されておれば、取り組みもまたやりやすい面もあるのではないかなと、そう思います。

そんな中で、こういう温暖ないい気候で、いい野菜・果物がとれるありがたい市でありますから、何でもとれるこの生産物を、いかに上手にいいものをつくっていただいて、その製品をいかに高価に販売していけるかという、もちろんJAとの関係もありますけれども、取り組みが大事ではないかなと、そう思う中で、川原議員言われております圃場整備等々については、もう合併当初から貴志川以外の桃山・打田・粉河・那賀の皆さんにも、区長会を通じいろいろとその話を進めてまいりました。

これからの10年、15年、その合併当初、これからの紀の川市、5年、10年たったときのこの農業の問題、大変になるのではないかということの中で、圃場整備の推進を各方面で進めてきたところでありまして、その取り組みができておった旧貴志川町へ農業関係者や区長さん方が、その場所へ見学、視察に何回か来られたこともございました。「ええなあ」ということでありますが、なかなか実態として取り組んでもらえなかったということが、今日に至っているわけです。

私は、細かく言いますと、一反分を圃場するのに大体100万円かかると、そのうちの90万円はもうたようなもんやと、あと10万円出せば、自分の負担をね、300坪ある一反の田を、今なら1万円かどうかわかりませんが、2～3万円に評価してすれば、3坪か4坪出せば、もう1反分の圃場ができるということになるわけで、こんなもうたような制度を上手に利用してやらなきゃ、「今やっとかなきゃだめですよ」という話を各方面でもしてまいりました。

しかし、「うちはもう農業やっていくもんもないし、今、圃場整備せんでも道の端に田はあるし」というふうな考え方の方が多かったら、なかなか進んでいけないというのが実態ではないかなと、そう思います。

そういうことで、そこらをその地域等々でリーダー的な、今、議員されております西川議員なんかは、貴志川町では当時は一生懸命農業委員会の委員長でもあったし、推進をして、僻地であった悪いところが一番ようになったというふうな実情の中で、これはもう川原議員言われるように、「今やっとかなきゃ、国ももういつまでも、この狭い地域等々の圃

場整備にはなかなか補助金も出ないようになるのではないかと。

先ほど、川原議員質問の中で言われておりましたが、新幹線で乗っていったら、ほとんどもう圃場整備ができていて、あれではもうだめだと、100メートル区画の圃場にしようというのは、今出ているわけなんですね。そういうところをやっていくということによって、農業の労働力の省力化等々図っていくという国策もあるわけで、今この紀の川市で取り組みを市が率先して推進していく。今、話の中では、貴志川の尼寺地域が15ヘクタールか20ヘクタールあると思うんですが、そこらはもうもう来年に向けてやっていくという進めをさせていただいているようでありました。貴志川ばかりで申しわけないんですが。

粉河も下丹生谷のところで新しい土を入れて、今、もう埋め立てが終わって、これから真ん中へ道をつけて分配をしていくという取り組みをされておりますが、これは水田ではなく畑地であります。これらもいろいろとこれからの大事な今後の紀の川市の農業を続けてもらっていく、また基幹産業が農業であるということの中で、圃場整備をできる限り議員各位にも協力をいただきながら、市としては一生懸命進めていきたいと、このように思っております。

○議長（竹村広明君） 以上で、川原一泰君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時13分）

（再開 午前11時28分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、11番 森田幾久君の一般質問を許可いたします。

11番 森田幾久君。

はじめに、学校図書館についての質問をどうぞ。

○11番（森田幾久君）（質問席） ただいま議長の許可が出ましたので、通告に従って、まず、学校図書館について質問をさせていただきます。

ここ数年、小、中学校の全国学力テストにおいて、和歌山県は常に全国平均を下回る結果となっております。その中で、紀の川市も例外ではなく、それに準ずる形となっております。特に、国語力、しいては読解力、応用力が悪い傾向になってはいますが、その対応と対策をどのように取り組まれているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

また、以前にも質問させていただきましたが、私自身の考えの中で、国語力や読解力などは幼少期からいかに本になれ親しむかが大きく左右されていくのではないかと考えております。最近では、保育所での読み聞かせも強化されているようにもお聞きしますが、小、中学校での本とのなれ親しみ方の状況はどのようになっているのか。学校図書館の利用状

況も含め、お聞かせください。

また、学校図書館法第6条には、学校には司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童または生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くように努めなければならない。すなわち、学校司書を置くように努めなければなりません、紀の川市の現状と今後の対策はどう考えているのかをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 平成28年度の紀の川市における全国学力・学習状況調査結果概要及び分析につきましては、紀の川市のホームページに掲載し公開をさせていただいておりますが、小、中学校ともに国語科が全国平均をやや下回り、特に情報を収集・整理・関連づけるといった設問の正答率が低いことが判明いたしました。

そのため、各教科において情報活用能力を育てる授業づくりを行うことや、あらゆる場面において学習内容の定着を図るための授業づくりを基本としつつ、家庭学習を充実させる対策に取り組んでおります。

次に、小、中学校での本とのなれ親しみ方の状況でございますけれども、先ほど申しました学力・学習状況調査の結果におきまして、「1日当たりの読書時間」や「学校や地域の図書館に行く頻度」につきましても、小、中学校とも全国平均を下回っております。

このようなことから、学力の向上のためには、児童・生徒の読解力の育成が必要なことは明らかであり、ふだんから図書に親しむことはもとより、本を活用して調べる習慣を身につけさせることが重要であると認識いたしております。

特に、本年度は、新しい時代に即応した読解力の育成を目指して、学校図書館の改造計画を重点的に取り組むことを学校教育指針に掲げており、市立図書館の司書が小、中学校図書館の運営に関して相談・指導・助言を行うとともに、図書に関する教職員研修も実施いたしました。

また、担任やボランティアが読み聞かせやブックトークをするといった取り組みだけではなく、学校によっては廊下や職員室の前などに話題の図書を陳列して、手に取りやすい場面づくりなどを実践しております。加えて、読書環境も「明るく、楽しく、居心地のいい」図書室づくりを目指す取り組みを進めているところでございます。

また、学校司書につきましては、議員の御指摘のとおり、学校図書館法の改正により平成27年4月から、学校には「学校司書を置くよう努めなければならない」と努力義務として規定をされました。

教育委員会といたしましては、学校司書を配置することにより、児童・生徒の読書力向上と確かな学力の定着、さらには豊かな人間性を育てることができるとして、数年来関係部署と協議を重ねてまいりましたが、現時点では配置するに至っておりません。が、今後も引き続き司書の重要性や児童生徒に与える影響など調査研究を重ね、できるだけ早期に

配置できるよう取り組んでまいります。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（質問席） 再質問、させていただきます。

市立図書館の司書の配置についてなんですけれども、河北図書館には正職員さんが1名、非常勤というか臨時の方が1名、また河南図書館にも同じように正職の方が1名と臨時の方が1名と聞いております。いきなり学校のほうの図書館司書をいっぱいというのなかなか大変とは思いますが、市立図書館の司書を強化しつつ、そこを増員して各小学校に定期的に巡回して学校司書と兼ねていく方法をとれないかをお聞きしたいと思っております。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 森田議員の再質問にお答えいたします。

市立図書館の司書の強化を図り、各小、中学校を定期的に巡回していく方法をとれないのかの御質問でございますが、ただいま部長が答弁をいたしましたとおり、本年度の学校教育指針にのっとり、市立図書館の司書が各学校を巡回し、指導・助言を行うことで学校図書館の充実に努めております。

子どもの読書活動の充実については、学校での指導はもとより家庭での読書活動や地域共育コミュニティ、管内高校生によるボランティア活動などの協力を得て取り組んでいるところでございます。

市立図書館の司書を増員すれば、各小、中学校への定期的な巡回も可能であると考えますが、まずは学校や児童・生徒に応じた効率的な学校図書館の運営を図るためには、学校司書の配置が教育的な効果が大きいと判断しておりますので、答弁が重複いたしますが、早期に配置できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（質問席） それでは、再々質問、市長のほうにお伺いしたいと思います。

現在、紀の川市には小学校が16校、中学校が6校ということで22校ということがありますが、先ほど学校司書を選任できるようにという法律の改正で努力していくという方向はなっておるんかと思うんですけれども、いきなり理想と言えば、1学校に1名配置していただければ理想かなとは思いますが、そこらはなかなか人件費の兼ね合いもあったりする中で、私は先ほど市立の図書館と兼ねていろいろ回していけばいいかなというところなんですけれども、より週に1回子どもらが本になれ親しむ、いい本があれば教えていただくという訓練というか、ふだん毎日学校に先生というか図書館司書の方がおられたらいいんですけども、現実問題、毎日常駐しているというのは不可能かな。

その中で、より週に何回でもそういう場面が、大体学校で図書館で本を借りるというから昼休みと放課後がメインになるのかなという中で、1名でも多く、週に1回でも多くその学校を回っていけるような配置を考えていただけたらなと思うんですけども、ちなみに県立高校の場合は、全校に図書館司書がもう常駐で配置されているとも聞きます。予算の関係もありますけれども、市長として、1名でも多くという願いを込めて、再々質問とさせていただきます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 森田議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

学校図書司の配置の問題であります。これはいつも総合教育会議でもたびたび議題となっております。また、学校図書館については司書の配置だけではなく、まず本の充実もしていかなきゃならんと、それもあわせて考えておるところでございます。各学校に一人ずつの司書を配置ということはなかなかいかんと思っておりますし、難しい問題もあると思っております。十分、教育部長や教育長が答弁したとおり、今後の課題として前向きに取り組んでいきたいと、そう思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（竹村広明君） 次に、防災訓練についての質問をどうぞ。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（質問席） 次に、防災訓練について質問させていただきます。

つい先日、防災訓練が行われました。今回で紀の川市になり第9回目の防災訓練とお聞きしております。現在の防災訓練の効果をどのように考えているのか。また、今後の防災訓練のあり方をどう考えているのかをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） 森田議員より御質問の現在実施しております防災総合訓練の効果と今後のあり方、方向性につきまして、お答えさせていただきます。

最近の自然災害の影響は、「観測史上初めて」または「予測困難」という状況が気象庁等より報道されています。

近い将来に発生が予測され、和歌山県にも多大な被害が懸念されています。南海トラフ地震等の発生時には、まず自分の体と命を守る行動として、地域の皆様と各種団体等の共助による助け合いや初期行動は非常に重要であり、早急な対応が必要であると考えております。

そのような状況を踏まえまして、本年も市内防災関係機関及び地域住民との緊密な連携のもと、市民の皆様方が即活用できる実践的な訓練を重点的に計画するとともに、防災活動に関する技術の向上及び防災意識の高揚を図ることを目的に、去る11月20日に実施いたしました第9回防災総合訓練は、議員各位の御参加もいただき、例年以上の参加者のもとで訓練が実施されまして、参加者一人一人が防災や減災への意識の確立と認識を深め

ていただけたと考えてございます。

今後も、過去の被災地の状況や国・県をはじめ、各地域の防災訓練等の情報や内容等について調査・研究を行いまして、市民の皆様方がより効果的かつ実践的な訓練が実施できるように検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（質問席） 再質問いたします。

今までの防災訓練は、先日も行ったとおり、いかに多くの人に知らしめるというか、あれはあれで本当によかったと思います。

ただ、先日、紀南地方で11月5日の「世界津波の日」ということで、大規模な防災訓練が行われました。実際に備えてということ、避難訓練を電車をとめてまでやられたと思います。

災害というのは、いつ、どこで襲ってくるかは本当にわからないというのが現実でありますけれども、例えば自宅にいる場合に、いざというときに家族をはじめ、近所といった地域の方々の協力なしでは対応できないと考えております。個人個人の災害に対する意識の向上が最も重要であると思われませんが、より一層の強化を図るためにも、地域ごとの対応・対策に取り組んでいくべきだと考えております。

一斉になると、非常に訓練も困難ではと思われしますので、例えばですけれども、春、夏の時期に2カ所の地域でやれば、単純に4とか、紀の川市では16の小学校区あるんで4年に1回訓練を行うようなイメージで、小学校区別で訓練を行ってみてはと思いますが、その辺の考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 森田議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員より御提案いただきましたとおり、災害発生時にまず地域住民の方々がともに助け合い協力し合うことで被害が最小限に防げることを考えられることから、実践的な避難誘導や初期行動等が迅速・円滑にできることを目的に、防災総合訓練をはじめ、各地域では自主防災組織の設立や自主防災組織の訓練、消防団等による体制強化及び災害対応意識の向上に向けての訓練や研修会を実施してございます。

また、過去の被災地では、避難所運営等に地域の小、中学校、生徒・学生が活躍されていることや、何よりも大切な子どもたちが災害発生時に自分の体と命を守るという意識と行動を少しでも認識することを目的に、本年から3年間をめぐりに市内全域の小学校16校の4年生から6年生を対象に、地域の状況に応じた避難方法等「防災の必要性」について小学校防災教室を実施してございます。

まず、このような訓練を実施することにより、地域での震災発生時の初期行動や防災に

対する基礎づくりの確立、推進を進めまして、さらなる取り組みといたしまして、地域ごとや小学校区別の防災訓練の実施を目標にしていきたいと思いますので、御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（質問席） 再々質問、行います。

今、答弁で将来的にということ、地域別へも訓練をという話なんですけれども、つい先日、震度4ぐらいの地震、紀北地方にもあったときに、私も全然この地域と違うところで突然起こったと。地域が違えば何してええかわからんというのが現状でありました。座って様子を見るのが関の山で、ここの避難場所はどこなんやろというのが全くイメージもつかず、その店におったんで、店員さんの言われるがままにそこで避難しているというだけでした。

人間って、いきなり、幾ら心で常にとって思っている、突然というのは、やっぱり何、どうしていいかわからないと。先ほど部長が言いました地域の自主防災組織ですかね、私もその一員になって、もう半年近く前に、自分の役割が決まっているんですけども、ふと半年もたってくると、練習もしていないから何の役割かも全然はっきり言うて覚えてなくて、あれどっちやったかなというぐらいなんです。

訓練というのは、あくまでこういう道具がありますよとか、個人個人がどういうふうにしていきたいと思いますとかいうお知らせなんですけれども、いざ地震のときには、手元には何もなく、夜起こるかも、それは全然わからないんですけども、家族、近所の人を本当一番の頼りになるのが現実かなという中で、炊き出しにしてもそうですね、市役所の職員さんが手伝うとかいうのなんて、もう2段階目の話であるのかなと。まずは、近所に住んでいる人、地域を挙げてというイメージでみんなの意識を高めるためにも、地域ごとの取り組みを、部長、先ほど答えていただきましたけども、ここはちょっと市長にお答えいただけたらと思うんですけども。

その個々の、小学校区別でするんか、いろんな地域、避難場所別でするんか。災害も、同じ地震でも、同じ紀の川市に住んでいても、上に池があったり、備えというのは全然イメージが違うと思うんです。川が近いのと池が近いのと、平らなこと山間部と、そういうのをいかに訓練、ふだんから意識するかというのが、まず100回聞くより1回やってみようかなと思うんですけども、その辺のやっていくような時期とかも含めて、市長にお答えいただけたらと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 森田議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

先ほどから部長が答弁したとおりでございまして、自主防災組織の訓練や小学校の防災教室などは毎年実施しておるところであります。

そんな中で、特に地震等々については、予期せぬ状況の中でいつ地震が襲ってくるかわからない状況の中で、自分の身はまず自分で守る、そして次は家族、そして地域ということになっていこうかと思えます。

そんな中、紀の川市では、津波というものはないと言っていいのではないかなと思えます。そういう中で、地震だけではなくに集中豪雨等々、台風、いろいろな災害があるわけで、これは小学校はもちろんのこと、一般市民の皆さん方にも防災に対するその取り組みと申しますか、自分がどういう、こんな災害が起こったらこういう行動をするというのももちろん大事であります、その意識、その災害に対する気持ちと申しますか、意識を常に、いざということにはこうだという意識を高めてもらう、意識の高揚をできるような、機会あるごとにこれらを進めていく必要があるのではないかなと、そう思っておりますので、先ほどから議員言われた取り組み等についても、十分検討して進めをしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（竹村広明君） 以上で、森田幾久君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午後 0時58分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、6番 大谷さつき君の一般質問を許可いたします。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 6番、ただいま議長の許可が出ましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

害虫駆除対策についてお伺いします。

今回は、特に危険度の高いスズメバチの駆除について質問いたします。

近年、ハチは都会に適合し、一般住宅の生活圏内に巣をつくり、山間部のみならず都会でも人を刺し害を及ぼすことが少なくありません。ハチの毒にはいろいろな成分が入っています。ごく一部の人は、その中の特定の成分にアレルギー反応を示します。ハチの毒に対するアレルギー反応は、人によってさまざまですが、共通するのは、じんま疹、発汗、吐き気、頭痛、腹痛など、刺された場所の痛みや腫れ以外に全身的な症状が出ることです。最もひどいアレルギー反応では、血圧が下がったり、意識を失うアナフィラキシーショックという大変危険な状態になります。ハチ刺されによる死亡事故のほとんどは、アナフィラキシーショックが原因とされます。また、死亡事故に至るケースは、特に医療設備が十分でない、あるいは医療機関への搬送が間に合わないなどの山間部、森林での事故によるケースが大半です。

最近の事例では、ことし9月11日、岐阜県の飛騨で行われましたマラソン大会で、橋の下に黄色スズメバチの巣があり、ランナー115人がスズメバチに刺されたことがありました。また、9月16日、東京の日野市では、児童10人が課外授業に行ったときに刺されたこともありました。どちらも軽症でした。

以上のようなことを踏まえ、市民の思いと市民の安全・安心を考える上で、次の2点についてお伺いします。

1点目は、小、中学生が毎日通う通学路のことについてお伺いします。

通学路には、公共施設の近くを通ることもあり、川もあれば橋も当然渡ります。現在、各部署において、定期的に通学路の安全点検を行っていただいておりますが、このようなスズメバチの巣なども点検項目に入っているのでしょうか。もし、スズメバチの巣があり発見されたときの対策、対応はどのようになっているのでしょうか。また、事前の点検等実施されているのでしょうか。

2点目として、一般家庭におけるスズメバチの巣の駆除対策についてです。

現在、本市では、防護服の貸し出し制度が設けられています。スズメバチの巣は民間の軒下につくられることが多く、脚立に乗って自分で駆除ができる方は御自分で駆除されますが、このような作業は高齢者や女性の方、また障害者の方には自分での駆除が困難にあり、業者に依頼する方が多いと聞きます。こうした駆除に困っておられる方に対し、駆除に要した費用の一部補助制度の創設をしてはどうかと考えますが、執行部の答弁を求めます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 大谷議員御質問の通学路にスズメバチの巣が発見された場合の駆除等につきまして、答弁をさせていただきます。

基本的には、スズメバチ等の巣が発見された場合、巣が所在する場所の管理者または所有者などが駆除することとなりますので、児童・生徒が登下校に利用する道路や橋などに巣を発見した場合には、それを管理する市・県、あるいは国土交通省など担当部局に連絡し、駆除を依頼することになります。

また、個人や法人が管理所有する土地や家屋などに巣を発見した場合には、その所有者等に連絡し、駆除を依頼することとなります。通学路と申しましても、子どもたちだけが利用するのではなく、そこを通る全ての方々に影響を及ぼしますので、そういった危険因子につきましては、その発見に努めるとともに、関係者、関係部署と連携を密にして排除に努めていかなければならないと考えております。

なお、議員御質問の通学路の安全点検の中で、ハチの巣等々についての発見等について御質問がありましたが、現時点で通学路の安全点検につきましては、交通安全を中心にやっておりますが、先ほども申しましたように、危険因子等につきましてはその発見に努め

なければならぬと考えてございます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） 議員御質問の「スズメバチの巣の駆除に要した費用の補助制度の創設」について、お答えいたします。

本市では、ハチの巣駆除用として本庁及び各支所に各1セットずつ、計5セットのハチ用防護服を設置し、貸し出し事業を実施しているところでございます。

ハチ用防護服貸し出し実績といたしましては、平成28年度では、10月末現在で116件、平成27年度では121件、平成26年度では115件の貸し出し実績となっております。毎年大きな変動はなく、ほぼ同じ件数の貸し出し状況となっているところでございます。月別の貸し出し状況は、7月から10月が大半であり、特に9月が最も多い状況となっております。

また、今年度の駆除場所につきましては、10月現在で、打田地区25件、粉河地区34件、那賀地区18件、桃山地区15件、貴志川地区24件となっております。

しかし、ハチ用防護服があっても、御自身でのハチの巣駆除が困難な場合は、県下の害虫駆除業者で構成する協会を案内させていただいております。

一方で、議員がおっしゃるとおり、ハチの巣の駆除費に対して補助金を交付している自治体は、県下では二つのまちにおいて、スズメバチの巣の駆除に限り駆除費の一部を補助する制度がございます。

本市といたしましては、防護服の貸し出しは、年平均120件の貸し出しでございますので、新たな補助制度を創設するのではなく、今後もハチ用防護服貸し出し事業を継続するとともに、所有者、管理者等の管理責任のもと、ハチの巣駆除をお願いし、安全・安心な住環境を保持していただきたいと考えているところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 本市は、自然が豊かであり、この自然を楽しみに市内はもとより県外からも大勢の観光客が四季折々、本市にお越しいただいております。

秋はハイキングやキノコ狩り、溪流釣りなど、アウトドア趣味が盛んな時期です。この時期に、自然の山や野で最も気をつけなければならない危険な生物の一つに、スズメバチがいます。

先日も栃木県の77歳の女性が、山菜とりに行つてスズメバチに刺されて亡くなりました。近くには、オオスズメバチの巣がありました。スズメバチは、9月中旬から10月中旬にかけて交尾の時期を向かえ、攻撃的になります。巣があるのに気づかないで不用意に気づくと、スズメバチの大群に集中攻撃されることとなります。スズメバチに刺されて亡くなられた人は、年間平均34名もいます。クマも恐ろしい動物ですが、クマの危害で亡

くなる人は年間12人未満ですので、ある意味ではクマよりもはるかに危険な生物だと言えます。

本市での被害件数を調査いたしました。把握できませんでした。しかし、那賀消防署管内でスズメバチに刺されて救急車で搬送された時期は、7月から9月に数件と聞いております。

次に、紹介します自治体は、市民の安全な生活環境の確保を図るため、スズメバチの巣及びスズメバチの駆除について、駆除費用の一部を補助しています。茨城県水戸市は、平成19年から補助制度を始め、年間平均300人から350人が補助を利用しています。東京の綾瀬市は、平成13年から年間平均55人が補助制度を利用しています。この二つの自治体の補助金額は、スズメバチの駆除に要した費用の2分の1の額で、上限は1万円までとしています。また、愛知県小牧市は、年間平均120人が補助制度を利用し、補助金額は費用の2分の1の額で、上限は5,000円です。まだまだほかにも自治体はこういう制度を持っていますが、このように今申し上げました自治体は、防護服がないため利用者が多いこともあります。

こうした事例も踏まえた上で、本市においても防護服を借りて自分で駆除ができない方のために、駆除業者によりスズメバチの巣駆除に要した費用の一部を補助する制度として、ぜひ創設すべきと考えますが、再度お答えください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） 再質問にお答えさせていただきます。

議員、県外の事例等御紹介しての質問でございます。

和歌山県下における補助制度創設しているところは、かつらぎ町と串本町の2町がございます。かつらぎ町においては、補助対象経費の3分の1、上限1万円、また串本町においては、2分の1、上限1万円で、それぞれ補助制度を実施しているようでございます。ちなみに、かつらぎ町は平成27年度で3件、串本町で平成27年30件の実績がございます。

先ほども私のほうから答弁させていただいたとおり、本町においては、ハチ用の防護服貸し出し事業はございますので、それを今後も継続させていただき、補助制度の創設ではなく、本事業を継続して対応していきたいと考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 最後に、市長にお伺いします。

ただいま、説明いただきましたが、自然環境が変化している昨今、このようなきめ細やかなことへの行政配慮も必要と考えます。いつも市長の言葉に、「安全・安心を」と、柱に行政を進められている市長のお考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 大谷議員の再々質問、スズメバチ駆除に対する補助ということでありますが、部長が答弁したとおり、継続してその防御服を貸し出しするその自分でできないというそういう場合には、近隣なり地域の皆さん、また職員にも市役所にも相談をいただいて、何らかの処置をさせていただきたいなど、できたらなと思っておりますので、その対応に対しての補助金というものは、今のところ考えておりませんので、その点を御理解をいただいて、もちろん安全・安心な紀の川市でなくてはいかんわけではありますが、スズメバチのみならず、いろいろな病害虫の関係もあるかと思っておりますので、ハチだけの対応ということだけではなしに、御理解をいただきたいなど、このように思います。

○議長（竹村広明君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、8番 中村真紀君の一般質問を許可いたします。

8番 中村真紀君。

はじめに、保育所再編計画についての質問をどうぞ。

○8番（中村真紀君）（質問席） 議長の許可をいただきましたので、一般質問します。

まず、保育所の再編計画についてです。

粉河地区の保育所統廃合の進捗状況についてです。第1次保育所再編計画に基づいて、建物の老朽化や子どもの減少を理由に進められている統廃合ですが、現在、粉河地区の新しい保育所建設に向けて進められています保護者や区長さんへの説明がされたとの報告を受けていますが、統合され開園時に入所になるような保護者を対象にした説明はどうなっているのか、気になるところです。さらに、開園すると騒がしくなるのではないかと気にかかる声も聞いています。そのような方々への説明はどうされるのでしょうか。また、開園までの計画とあわせ、進捗状況を聞きたいと思っております。

次に、各地区における小規模保育の必要性についてです。

全ての小規模保育所を統合の対象に入れてしまうことに対して、どのように考えているのでしょうか。小規模保育を必要とする子どもたちはどうなるのでしょうか。はじめは、小規模の保育所に通わせていた方は、小規模の園にいたときは子どもが泣けばだっこしてもらったり、鼻もふいてもらえたりして温かい感じだったけど、人数の多い園は泣いていてもほっておかれるし、涙も鼻水もそのままにされていたので、仕事でも預けているのがすごく不安で仕方なかったという声も聞いています。

そして、発達につまずきのある子にとっても、小規模保育所はとても大切な場所であると考えています。大きな規模の保育所でも、細やかな保育をされていると思います。しかし、発達につまずきのある子は、より細やかな保育を必要とするのではないのでしょうか。子どもの減少に伴って、ある程度の統廃合は仕方のないことなのかもしれませんが、小規模保育をなくす理由にはならないのではないのでしょうか。小規模保育の必要性についての

考えを聞かせていただきたいと思います。

次に、打田地区と貴志川地区の保育所再編計画はどうなっているのか、お聞きします。

第1次保育所再編計画に基づいて、名手保育所の民営化をはじめとし、桃山地区の保育所の統合民営化を行い、今、粉河地区の統廃合が進められています。この計画の中には、打田地区と貴志川地区の建物の老朽化や児童数などにより統合・民営化を検討する必要があることも含まれています。

そこで、今後、打田地区と貴志川地区の保育所の再編計画はどうなっていくのか。行政の一方的な統廃合ではなく、子どもたちのことを一番に考えての計画となるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、中村議員の保育所再編計画について、答弁いたします。

まず、粉河地区の保育所統合の進捗状況についてですが、議員も申されたように、前回の9月議会開催中に議員全員協議会での報告という形で進捗をお伝えさせていただいたように、ことしの7月から8月にかけて粉河地区の全ての保育所において、保護者説明会及び地元区長、役員会への説明、さらに粉河地区の全区長にお知らせを送付するという形での周知を実施しております。

現在の進捗状況については、統合先となる予定の社会福祉法人と施設建設に係る事前協議を実施するとともに、建設用地周辺の関係者に支所の解体内容や解体後は粉河地区の保育所の建設用地になるという説明を実施しているところです。その中では、特に苦情や反対の意見は聞いておりませんが、施設建設時も含め、開園後の保育所の運営についても、周辺の皆様の温かい御理解が得られるように、統合予定の法人とともに進めてまいります。

また、先月11月には、来年度の保育所入所申し込みの受け付けを行ったところですが、その際に、粉河地区の保育所統合の周知も同時に行っております。

それから、開園までの計画ですが、新保育園の開園を平成31年4月と予定しており、建設工事については、平成29年度の後半から平成30年度にかけてとなる見通しでございます。

今後は、施設の概要等が決まった段階で、必要に応じ保護者や関係機関への説明会を統合予定の法人とともに随時実施してまいりたいと考えていますので、御協力と御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、各地区における小規模保育所の必要性について、答弁申し上げます。

現在、紀の川市の公立保育所においては、50名前後の小規模で運営している保育所は、鞆淵へき地保育所を除いて4カ所ございます。保護者の中には、「落ちついた家庭的な環境で子どもを育てたい」、あるいは「子ども一人一人に先生の目が届きやすいから」というような理由で小規模な保育所を希望する保護者の方もいらっしゃいますが、「公立保育

所再編計画書」に示されたように、少子化による子どもの減少、施設の老朽化、また保育士の確保も困難になっているというところでもあります。保育所を運営するに当たっては、一定規模の児童数で子どもを保育し、効率的に運営する必要がありますので、御理解をいただきたいと思えます。

3点目の打田地区と貴志川地区の再編計画はどうなっているのかという御質問でございますが、既に御承知のように、平成22年に策定された「紀の川市公立保育所再編計画」の第1次計画に基づき、平成24年度に那賀地区の名手保育所を民営化し、同じく平成24年度に桃山地区の調月保育所を安楽川保育所に統合した後、翌、平成25年度に安楽川保育所を民営化してまいりました。また、第1次再編計画の最終である粉河地区につきましては、計画よりもおくれてはいますが、平成31年度統合に向け、現在取り組んでいるところです。

このように、第1次計画策定後、保育所の再編を逐次進めているところですが、この間、平成25年度、平成26年度の議会の一般質問でも同様の御質問をいただいたところですが、改めて答弁申し上げます。

第1次計画策定以降、社会情勢の変化や少子化の影響もあり、過去5年間で子どもの数は減少の傾向にあります。一方で、低年齢児の保育所入所児童は年々増加していることから、保育所の受け入れについては十分な配慮が必要であるとともに、多様な保育ニーズに対応するため、平成27年に策定した「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」にも十分考慮する必要があります。

加えて、打田地区、貴志川地区及び鞆淵地区の保育所については、第2次の再編計画を策定する必要がありますので、平成29年度から策定に向け準備を進めていきたいと考えております。

なお、第1次計画と同様に、計画策定のための委員会等を立ち上げ検討する予定ですが、打田地区、貴志川地区のそれぞれの保育所が一定規模の児童を保育している施設が多いことや、また鞆淵地区保育所は山間地域であることなど、第1次再編計画とは状況の違いもあり、そういう部分を十分検討して取り組む必要があります。

さらに、当面の紀の川市全体の保育所の必要数と公立保育所として市が何カ所の保育所を運営していくのか、またそのための保育士の確保など、将来の紀の川市職員の定員管理も見据えた計画とする必要があります。その間、各施設の老朽化も進んでいくという懸念もありますが、少し時間をかけ、市の方針を十分検討した上での計画策定となりますので、策定準備は来年度から始めますが、策定の年度は現時点ではまだ未定でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 小規模保育について、再質問します。

効率的に運営する必要があることは理解できます。しかし、何でも行政の効率的というのは、市民に押しつける、さらに子どもたちにまで押しつけるということに対してはどのように考えているのでしょうか。各地区に一つずつぐらいの小規模園を残してもいいのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 中村議員の再質問にお答えします。

保育所の統廃合によって、規模が大きくなった場合においても、支援が必要な児童には加配保育士を配置するなど、公立・私立に関係なく、保護者の方が安心していただける保育所であることが最も重要であると認識しております。

今までに保育所の統合や民営化によって規模が大きくなったり、社会福祉法人の運営に変わった場合でも、障害児保育に関する市単独の補助制度を創設し対応するなどの措置を講じており、特に大きな問題も生じておりませんので、保育所の再編統合については御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 保育所の再編計画書に示されているところを言えば、長期総合計画の基本施策、子どもを安心して生み育てる環境が整い、「子どもが健やかに育っている」を達成するため、さらなる保育サービスの向上・充実を目指し、計画を策定すると書かれています。子どもたちに、行政の効率的を押しつけることが、さらなる保育サービスの向上・充実につながると考えての統廃合であり、小規模保育をなくすことと考えているのでしょうか。市長のお考えをお伺いします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

保育所再編計画、那賀・粉河・桃山と民営化し統合してまいりました。粉河はまだですが、これからやろうということなんです。大きいからサービスがでないとか、小規模だから十分できると、もちろんメリット・デメリットはあるかと思います。

しかし、いろいろなその財政状況、また時代の流れ等々の中で、統合して民営化をしていくことのほうがよりメリットがあるのではないかとということからさせていただいているわけで、多少の不満、満足度の違いはあるかとも思いますが、先ほどから担当部長がいろいろと申しておるとおり、これだからええと思っておるとか、間違っているとかという、そういう見解ではなく、方針に決めていただいた以上、これを民営化、また統合していく、そういう施策の中で十分保護者の皆さん方が安心して預けていただける保育所としてきめ細かく、子ども一人一人が保育できる体制を整えていく、そういうことで今後とも頑張っ

ていきたいと、そう思っております。

○議長（竹村広明君） 次に、病児・病後児保育についての質問をどうぞ。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 病児・病後児保育について質問します。

女性による社会参加意欲の向上や不況の影響を受けての就労希望により、共働きの家庭がふえています。そのため、低年齢児からの保育需要もふえています。しかし、育児と就労を両立することはとても難しいことです。特に、子どもが病気になったとき、園からの電話があったときには不安になります。今、この後の仕事はどうするか、職場に早退を伝えたときの反応、翌日の仕事のことなど、一瞬でいろいろなことが頭をよぎります。子どもの急病で仕事を休むことに対する理解が得られないという問題もありますが、ひとり親になれば、なおさらそのような不安と悩みを抱えています。

全国病児保育協議会の会長は、幼児保育の重要性について、2013年の内閣府子ども・子育て会議基準検討部会に提出の資料で、特に子どもが病気の時、共働きやひとり親の保護者には重い負担がかかる。子どもが病気の時、保護者が看病するのが当たり前という意見もあるが、それは全く正当な意見である。しかし、現実的にそれができる保護者は一部であり、多くの子どもが好ましくない環境で看病され、時には無理に登園させて感染をさらに広げているという現実がある。病児・病後児保育は、単に病気の子どもを預かる託児所ではない。つまり、病児・病後児保育とは、病気の子どものために全てのニーズを満たしてあげるための保育士、看護師、栄養士、医師などの専門家集団が、保育・看護を行い、子どもの健康と幸福を守るための事業であると訴えています。

どの子どもの親も、病気で辛そうな子どもを自分で見てあげられることが一番によいことはわかっています。そんな状態の子を他人に預けなければならない親も辛いし、子どもには寂しい思いをさせることもわかっています。でも、どうしてもやむを得ないときは、せめてなれ親しんだ園の先生が近くにいるような場所で待っていてほしいという思いがあると聞きました。

10月に視察に行かせていただいた丹波市では、全ての園に看護師の配置をするという独自の取り組みもされていました。この取り組みは、必要性から実施されていると思います。それは、丹波市に限らずどこでも必要とされていることではないでしょうか。紀の川市での病児・病後児保育の必要性はどのように考えられているのでしょうか。お伺いします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、病児・病後児保育の必要性についてはどうかということについて、答弁いたします。

病児・病後児保育については、昨年6月議会でも同様の御質問をいただいておりますが、子どもの安全性や保護者の親としての気持ちを思えば、家庭での療養が一番であり、

またそういうような働き方ができるような社会になることが重要ではないかと思えます。しかし、議員もおっしゃっているように、現状ではなかなかそういう環境が整わない中、保護者の就労環境や家庭環境等さまざまな理由で家庭での療養ができないこともあるのは事実であります。

しかしながら、現状の保育所においては、子どもの状態の変化や急変等に対応可能な体制及びほかの児童への感染症の対策も必要であることから、病児・病後保育に対応できる保育士・看護師の確保、また、専用スペースを設ける必要があるなど問題も多く、現状では困難な状況にあります。

また、医療機関に委託するなどの方法もありますが、医療機関に併設するにしても、施設面や人員の確保など現状では委託先の確保も困難な状況でありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 平成27年度に策定された子ども子育て支援計画にも、病児保育は書かれています。問題意識や課題として認識できているのであれば、何らかの取り組みを進めるべきではないでしょうか。大変なのもわかっています。でも、和歌山県の紀州っ子元気プランにも、多様化する保護者の保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり保育など、地域に応じた保育サービスの実施を推進すると書かれていますし、今後、取り組む事業の中にも病児・病後児保育は含まれています。国にも、病児・病後児保育を補助するための制度もあります。地域子ども子育て支援事業に市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援するものとして、子ども・子育て支援交付金があります。

主な充実の内容としては、子育て世帯のニーズが高い病児保育事業の普及があり、病児の拠点となる施設に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、病児を保育するために必要となる看護師雇上費等を支援するとなっています。

さらに、病児保育事業を実施するために必要となる施設整備等に係る費用の補助として、子ども・子育て支援整備交付金というのがあります。ファミリーサポートセンターがあることも知っていますが、病児に対応してくれる方は少なく、基本的には事前に医療機関の受診をしていなくてはなりません。仕事の都合で、その受診さえできないときや事前に面談している病児の受け入れ可能な方との都合が合わないときは、預けることができません。ということは、病児保育をうたってはいるが、とても使いにくいということです。

このような子育て中の保護者や子どものことをどこまで考えてくれるのでしょうか。さまざまな制度があれば、取り組みをすることもできるのではないのでしょうか。お伺いします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 中村議員の再質問にお答えいたします。

過去の答弁では、ファミリーサポートセンターの機能についても答弁させていただいておりましたが、病児・病後時の部分については、議員もおっしゃるように十分ではない中、今後は、公立・私立を問わず、保育所の新增設等の機会を捉え協議するとともに、また医療的機関に委託ということについては、紀の川市以外の医療的機関も含め、適切な方策がないか研究してまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 子ども子育て支援計画に書かれている病児・病後児保育というのは、体調不良児対応型というものであり、本当に意味での病児・病後児保育ではありません。病児・病後児保育が人員の面でも施設の面でも大変なことは理解しています。しかし、必要とすることも確かです。子育てしやすいまちづくり、若い世代に選ばれるまちになる一つ要因になるのではないのでしょうか。

病児・病後児対応型の保育について取り組んでいただきたいと思っておりますが、市長はどのように考えていますか。お聞きします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

子どもさんの病児・病後児保育についての取り組みについてであります。基本的には、病児等々の子どもさんを預かる時、もし事故等々があつてはという考えのもと、家族、特にお母さんあたりに見ていただくのが一番であると。中村議員もそう質問の中で言われておりましたが、しかし、仕事の都合でどうしても見られないという方もあるということでもあります。承知をいたしております。

そういうことで、今後、いろいろな仕事の関係で子どもの病児・病後の保育のみならず、保育所に預ける子どもの関係では、保護者、親御さんは大変仕事と子育てと両立していかなきゃならない。ひとり親のうちなんかは特に大変であります。そういういろいろな取り組みについては、今後、先ほどからいろいろ御質問のあったように、できる限り、国制度、県の制度等々を取り入れる中で前向きに検討を進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（竹村広明君） 以上で、中村真紀君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午後1時40分）

（再開 午後1時59分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。

19番 石井 仁君。

はじめに、介護保険事業についての質問をどうぞ。

○19番（石井 仁君）（質問席） 議長許可を得て、一般質問を行います。

まず、介護保険事業について質問します。

これまで、国の法令によって基準とサービス内容、報酬単価、利用料が決められていた要支援者の訪問介護、ホームヘルプサービスと通所介護、デイサービスが来年4月から市町村の事業へと移行することになっています。

移行に向けた準備が全国で進められており、紀の川市でも介護予防日常生活支援総合事業ガイドラインが作成され、来年4月からの新しい総合事業の実施に向けて準備が進められているところです。

新しい総合事業に対しては、市の事業となることで市民や介護関係者の手の届くところで事業内容やサービス種類、単価などが決められるという側面がある一方、保険給付ではないことから、予算の範囲内でサービスを提供することになり、サービスを提供するかどうか、サービスを提供されるかどうかは、事業の実施者である市町村の裁量となります。紀の川市が、要支援者の介護ニーズにどう応えていくのかが鋭く問われる事業がスタートするということと言えます。

こうした中、国レベルでは、今後介護給付の需要が伸びることから、今後は要介護1・2の人向けの保険給付を市町村事業へ移すことが打ち出されています。要支援の次は、要介護1・2の方の保険外しだということで、これについては全国市長会が「軽度者に対する生活援助サービス等について給付の見直しや地域支援事業への移行を検討するに当たっては、慎重に検討すること」と批判、提言を行うなど、関係団体からの批判を受けて見直す方向も出されてはいます。

しかし、介護保険からの軽度者外しの動きは費えておらず、今後保険料の負担は求められながら、必要になったときに給付が受けられないという状況がつくられかねないと危惧しているところです。来年4月からの新しい総合事業は、介護保険からの軽度者外しの呼び水とならないよう、紀の川市民のニーズに合った市の事業にしていかなければなりません。

今回の質問は、紀の川市のガイドラインの公表を受けて、市の総合事業へと移行後もこれまでと同水準の要支援者へのサービスが確保され、また、より拡充されるのか、サービス切り下げとはならないかという問題意識から、6月議会に続き、以下の点で質問をいたします。

まず、新しい総合事業に対する本市の考え方について、お聞きいたします。

二つ目は、紀の川市のガイドラインでは、基本チェックリストを積極的に活用とありますが、チェックリストが前面になって認定申請が後ろに追いやられることはないか気になります。要介護認定申請を希望する方は、認定申請が今までどおりできるのかということをお聞きいたします。

三つ目は、基準緩和型サービスでは、報酬単価が現行よりも減っていますが、事業者と利用者への影響はどうなるのかということです。本人負担が減ることは歓迎できますが、サービス内容や質はどうなるか。事業者、人材の確保はできているか。現行相当サービスは縮小、切り下げにならないか、お聞きをいたします。

最後に、国は、第7期に向けて要介護1・2の方に対する生活援助サービスの縮小、福祉用具の貸与や住宅改修の縮小、利用料2割負担の拡大など、サービス切り下げと負担増を打ち出しています。第6期には、特別養護老人ホームの利用には、原則として要介護1・2の方は利用できないという改定や、一定以上の所得のある方には利用料を2割負担にするといった改定がされ、総介護費用の抑制が進められてきています。

この流れをそのまま進めていっていいのかということが問われていると思います。ほかの自治体、市長会とともに、紀の川市としてこうした介護費用の抑制に対して反対の意思表示をすべきと考えるが、どうかということをお聞きいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、石井議員の御質問にお答えします。

まず、新しい総合事業に対する紀の川市の考え方についてですが、国からは、2025年を目途に、要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生最後まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を実現するということが示されております。

また、第6期の介護保険事業計画においても、平成29年4月から、予防給付のうち、訪問介護と通所介護について、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するということが位置づけされております。

そのため、紀の川市は、要支援状態からの自立促進や介護度の重度化予防の推進を図り、要介護や要支援の認定に至らない元気な高齢者をふやし、その結果として介護給付も効率的で適正なものとなるよう新しい総合事業を構築し、移行するという考え方のもとに取り組んでいるところです。

現在の状況としては、現行相当サービスと基準緩和型サービスと短期集中型サービスを創設し、各事業所から指定の申請や委託事業への応募を受け付け、書類の審査をしているところでございます。

この新しい総合事業では、現行相当サービスとして施行前からサービスを受けており、施行後も変わらないサービスを受けたい方には、現行サービスを、また基準緩和型サービスでは、現行相当サービスより自己負担が安くなるように設定した緩和したサービスを提

供するようにしております。

このほかにも、短期集中型サービスでは、退院時等の回復期に集中的にサービスを受けていただき、早くもとの元気な生活に戻っていただけるように、またこのサービスの利用促進の意味も含め、利用料については無料の方向で検討しております。

このように、訪問・通所それぞれについて、現行相当サービス、基準緩和型サービス、短期集中型の各サービス類型を創設し、より利用者の身体面・生活面の状態に合わせたサービスが提供できればという認識で、新しい総合事業を考えております。

次に、基本チェックリストによる実施の基本的な方針及び介護認定との関係については、窓口において相談者の生活に係る心配事や必要とするサービスを聞き取り、住宅改修、福祉用具のレンタル及び訪問看護等を必要としているのであれば、その段階で介護認定の申請をしていただきます。

また、訪問介護や通所介護のみの利用を考えている方であれば、基本チェックリストの実施を進め、迅速なサービスの利用につなげられるよう案内いたします。

このほかにも、介護サービスなどの公共サービスまでは必要ないが、心身の衰えに心配がある方には、対象者の状態に応じ、地域の介護予防教室である自主運動サークルやリハビリ教室などを進めることとしています。

3点目の事業者と利用者への影響については、基準緩和型サービスでは、一部の生活機能に低下が見られ、少しの手助けや協働が必要な方で、調理や買い物、ごみ出し等の手助けが必要な方には、訪問型サービスAを、また外出の機会や機能訓練、人と接する機会が必要な方には、通所型サービスAを提案します。これは、簡単なサービスであるため、自己負担も安くなっております。また、事業者には、介護人材の不足解消のため、非専門職によるサービスの提供も可能としているものです。

また、今までどおり、訪問による身体介護や入浴介助等のサービスが必要な方への現行相当サービス及び通所による身体介護や入浴の介助等のサービスが必要な方への現行相当サービスは、どちらも平成29年3月までの提供される介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様となります。

したがって、利用者及び事業者の方に対する影響はほとんどないものと思われま

すが、最後に、4点目の国が検討している次の介護保険の改正についての意思表示についてですが、国では、膨らむ介護給付費を抑えるため、サービス等の見直しを、現在、厚生労働省社会保障審議会の介護保険部会等で議論されているところでございます。

今のところ、要介護1・2の認定者「軽度者への生活支援サービス」の地域支援事業（総合事業）への移行は、平成30年度からの次の介護保険制度改正では見送られ、利用料については現役並み所得の高齢者などを対象に、介護保険の自己負担割合を、現在の2割から3割に引き上げる。また、福祉用具貸与の貸与料については、上限を設ける。保険料についても、大企業の従業員らの介護保険料をふやす「総報酬割」を導入する。こういう点について提案され、議論されているという報道もあります。

いずれにしましても、介護保険制度が持続可能で、かつ被保険者の保険料負担が適正なものとなるよう今後も情報の収集に努め、各自治体、市長会とともに国への要望に参加してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 答弁いただきまして。

まず、新しい総合事業に対する本市の考え方ということで、国が示している2025年に向けて住みなれた地域で人生の最期まで続けることができるよということ、地域包括ケアシステムを見据えているということでの考え方を示されたと思います。

地域包括ケアシステムの考え方、理想であったり理念はいいと思うんですけども、そこに向かう中での今の進められているやり方で、本当に言うてる地域包括ケアシステムができるのかなというのも僕自身疑問に思っているところです。

2回目で聞きたいのは、緩和型サービスが報酬単価が減っている中で、事業者と利用者への影響はどうかということでお聞きをしたいと思います。

厚生労働省の老健局振興課地域包括ケア推進係というところが、事務連絡ということでことしの10月27日に各都道府県や指定都市・中核市に事務連絡を行っています。「介護予防日常生活支援総合事業の円滑な施行について」という見出しの事務連絡です。この中で書かれてあるのが、「介護専門職以外の担い手の確保の取り組み等」というところがあって、少し、3行だけ読みます。「また、介護専門職としての資格を持つ職員が、引き下げられた単価によるサービスを担う場合、サービス事業所の収入減となり、最終的には介護専門職の処遇悪化につながることも考えられることに留意すること」、国自身がそんなふうと言っていることに僕は驚いたんですけども、単価は下げればいいとは言っていないということなんだと思います。「各事業所としっかり協議をしてくださいよ」ということなんだと思います。

紀の川市は、これまで協議をしてガイドラインもつくってきたというのが、今の到達だと思うんですけども。

その上で、2回目の質問なんですけど、一つは、現在の利用者、新たな利用者を含めて、現行相当サービスを受けたい方が受けられないというようなことにならないかどうかですね。先ほど、影響は余りないということでの答弁あったと思うんですけども、本当にそうなのかなというところでお聞きをしたいと思います。

もう一つは、国も留意するよというふうに言っていますけれども、サービスを提供する事業所の確保の見通しについて、提供してくれる職員さんというのは、講習を受けた者が提供できるということで、人材の育成についてもどんなふうに進められるのかということもお聞きをしたいと思います。これが、2回目の質問ということになります。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 石井議員さんの再質問にお答えいたします。

現時点で、要支援1・2の認定を受けており、訪問・通所サービスのみを利用されている方は、総合事業切りかえ時において、利用したいサービス種類の意向を聞き取り、本人の心身及びご自宅での生活状況を踏まえ、本人の現在持っている機能を最大限引き出せるようにプランをケアマネジャーから提案し、住みなれた地域で自分らしく暮らしていくための支援を行います。

また、認定を受けないで市単独事業である生活管理指導員派遣事業、介護予防における2次予防事業等の閉じこもりや予防支援通所事業を利用している方、あるいは新規の利用希望者には、基本チェックリストによる調査を実施してサービスにつないでいくことになり、現行サービスの利用の抑制や、緩和されたサービスに誘導するということではなく、最初に申し上げたように、サービスを利用される方の意向に沿ったものとして実施してまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

また、緩和されたサービスを提供する事業所の確保でございますが、11月末時点での登録希望事業者は、訪問型サービスAで8カ所、訪問型サービスCで1カ所、通所型サービスAで9カ所、通所型サービスCでは2カ所という状況あります。

先行して総合事業を実施している自治体の動向によれば、事業開始のときは緩和されたサービスの利用量も少ないということを知っており、サービス開始後において、新しい総合事業の制度が浸透することによって、徐々にサービスの利用量及び事業所の確保も進んでくるものと思われまます。

それから、事業所の緩和されたサービスを提供する非専門職の確保については、市が実施する1日から2日程度の講習を受けていただいて、修了した方が事業所でのサービス従事者となります。この講習の内容については現在準備を進めており、各事業所からの要望や今後の事業量の動向を見た上で、必要な講習を随時実施していくということで確保していきたいと、そういうふうに思いますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（自席） 再々質問ですけれども。

先ほどの一回目のときに、国が進めようとしていることについて、反対の意思表明をすべきとか考えるがということで質問させていただいて、部長のほうから、社会保障審議会の検討内容を紹介いただいて情報収集もしていきたいと、各自治体市長会とも要望に参加していきたいというふうな答弁もされたんですけれども、今、進められようとしていることが、このまま誰も反対をせずに進められると、これから団塊の世代が75歳以上になっていく2025年というところを国も見ているわけですけども、必要なサービスが地域で準備できないということになりかねないなというふうに僕は思っています。

市長に改めてお聞きしたいのは、市長会とともに要望に参加していきたいというのは、それで進めていただきたいと思うんですけれども、今、進められているような介護給付の抑制の考え方ですね、これに対してそれでいいのかと、そうではないんじゃないかと、反対の意思表示をぜひしていただきたいなというふうに思うんですが、その点の市長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井君の再々質問にお答えしたいと思います。

来年4月の総合事業に向けて取り組んでおるところであります。まず事業におくれないように、おくれることのないようにしっかりと取り組んでまいりたいと、そう思います。

また、その上で、次期介護保険制度の改正については、国の審議会等でも議論や検討がなされておるところであって、今後、高齢化により、介護保険の持つ役割はますます重要なものとなることは当然であって、その分、介護費用も増大していくことになるわけで、そういうことで介護保険制度の持続可能かつ被保険者の保険料負担が適正でやっていけるよう、国、市長会を通じて強く要望してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（竹村広明君） 次に、国民健康保険事業についての質問をどうぞ。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 続けて、国民健康保険事業について質問をいたします。

医療介護総合確保推進法に基づき、2025年、平成37年における、あるべき医療提供体制を定める地域医療構想の策定が、各都道府県に義務づけられ、和歌山県でもことし、平成28年5月、和歌山県地域医療構想が策定されました。ここでは、2014年7月の時点で、合わせて1万2,540床の病床数を2025年までにおよそ4分の3の9,506床に削減する目標が示されています。那賀医療圏でも、現在1,133病床を961病床へと削減する目標が示され、現在、那賀医療圏を含め、各医療圏でその調整が始まっています。

今後、医療と介護は地域医療構想と地域包括ケアシステムの一体的推進・構築という流れの中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年までに医療と介護の給付費を抑制、さらには削減させるシステムを構築することになろうとしています。

そのために、国は地域医療構想、医療費適正化計画を都道府県につくらせ、自主的に病床削減、医療費抑制を進めさせる。同時に、地域包括ケアシステムを構築し、病院から追い出した患者、要介護者の受け皿をつくる。受け皿は、介護給付にはしない。市町村の事業とし、地域住民主体の規制の緩いサービスを構築する。本人負担も強化し、例えば、高額療養費の給付引き下げや後期高齢者の窓口負担の2割化、介護保険利用料の2割化、3割化を進め、受診利用抑制を図り、さらに給付費を削減するということを進めようとしています。

2018年度から、国保事業の財政を県単位化することも医療費抑制政策の流れの中にあるものとして見る必要があると考えます。今、紀の川市には、那賀医療圏を構成する自治体として、国の社会保障削減路線のもと、この地域の医療と介護をどうつくっていくのか。市民の命と健康を守るシステムづくりをどう進めるかが大きく問われていると思っています。

そういう問題意識の上に立って、今回の質問は、紀の川市の国保をどう運営するかということで、幾つか質問をさせていただきます。

まず、来年度、平成29年度の国保会計の見通しについてお尋ねします。

昨年度、平成27年度の国保事業は、歳入歳出ともに大きく揺れ動きました。給付費が大きく伸び、歳入不足には初めて一般会計からの繰り入れを行いました。それでも、平成27年度の給付費の増を受けて、平成28年度の税率引き上げが行われました。今年度も3分の2が過ぎた中で、今年度の給付状況、収支見込みはどうなっているのか。また、来年度の国保会計をどう見通しているのか。税率の引き上げは行わないか、お聞きをいたします。

次に、2018年度、平成30年度からの国保の県単位化に向けた協議についてです。

平成30年度からは、県が財政運営を行うこととなります。現在、納付金、標準保険料率の試算が行われていると聞いています。県へ納める納付金をどう算定するのかは、紀の川市の国保加入者の負担に直結する問題です。

そこで、県との協議に当たっては、保険者としての自覚を堅持し、また加入者の負担増とならないよう望んでいるか、お聞きします。

また、現在の協議の状況はどうなっているかをお聞きします。

紀の川市の納付金は幾らになるのか、加入者の国保税負担は県単位化により増加しないか、標準保険料率はどう設定されるのか、いろいろと気になるところがあります。現段階での協議状況をお聞きします。

最後に、加入者負担の軽減についてお聞きします。

財政の県単位化の後も、紀の川市は和歌山県とともに国保事業の保険者であり続けます。紀の川市は、平成27年度、平成28年度と2カ年にわたって一般会計からの市独自の繰り入れを行ってきました。

収支不足の解消、赤字補填と説明がされてきましたが、現在も制度設計においては、加入者の負担軽減へと直接つながるものであり、このことは高く評価したいと思っています。その上で、加入者の年齢構成や生活実態、所得状況を踏まえれば、この判断を臨時的・緊急的なものとせず、負担軽減のための恒常的な政策にしていく必要があると考えます。今後も、継続して、市独自の繰り入れを行うべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） 平成29年度国保特別会計の見通しにつきまして、

まず平成28年度の給付の状況、収支見込みですが、平成27年度の急激な医療費、薬剤費の増大による医療給付費の大幅な伸びが平成28年度においても同様に見込まれ、税率改正による国保税の増収はありますが、不足が見込まれるため、一般会計から法定外の繰り入れを行っての収支を見込んでいただいております。

また、平成29年度におきましても、医療給付費の見込みは高水準となり、税率改正も検討しなければならないところですが、医療給付費の増加に見合った国庫支出金の増加が見込まれることから、税率改正及び法定外繰り入れをせずとも平成29年度予算を編成することが可能ではないかと考えるところでございます。ただし、平成27年度のような急激な医療給付費の増加があるかもしれないことや国庫支出金の算定基準が確定されていない状況ですので、今後十分注視しなければならないと考えるところでございます。

続きまして、県単位化の協議の状況ですが、本年3月に和歌山県国保運営方針連携会議が県により設置され、県と市町村が共同して国民健康保険を運営するに当たり、必要な事項を検討するため、連携会議及び検討部会が開かれ、本市からは国保年金課の職員5名を委員として参加させ、協議を進めてまいっているところでございます。

現在、連携会議で策定が進められている運営方針案での納付金の算定として、基礎的な算定方針については、県内統一の保険料水準とはしない。

納付金に関する方針については、納付金の算定に医療費水準を反映させる。

納付金制度により、保険料率が上昇する市町村への激変緩和措置を検討する。

標準保険率については、全国統一基準、県統一基準、市町村ごとの現行基準による標準保険料率を示し、住民負担の見える化を図るなどとしております。

また、県単位化の市町村は、住民と身近な関係の中、従来どおり地域におけるきめ細かい事業を引き続き担いながら事務の効率化を進めてまいります。

続いて、加入者負担軽減の観点から、平成27年度、平成28年度での一般会計からの法定外繰り入れについて高く評価していただいているところですが、あくまでも国保の財政運営は独立採算制を原則としていますので、必要な給付費に見合った国保税分を加入者が負担して運営しなければなりません。

とは言え、国保加入者の平均所得の低さや医療費等の増大など国保の抱える問題がある中、今後、健全な国保運営を行うには政策的な判断が必要であろうかと思うところでございます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 答弁いただきまして。まず、平成29年度については、現行の税率でも繰り入れもしなくても運営可能という現在の判断が説明をいただいたのかなというふうに理解をいたしました。

2回目の質問ですけれども、県との協議に対して、連携会議に職員を送っているという

ことでした。ここの構えといいますか、姿勢といいますか、紀の川市の国保加入者の代表として、そこにぜひ参加していただきたいなというふうに思っています。これは、単に国保の運営だけでなく、今後の病床削減であったり、地域医療構想が県下で進められていく中で、紀の川市が国保に加入されている方も社会保険や後期高齢の保険に入られている方も含めて、その人たちの健康や命をどう守っていくのかということにもかかわってくると思っています。

改めて、紀の川市として、保険者として、県単位化の連携会議や検討部会にどう臨んでいくのかと、その構えと姿勢についてお聞きをしたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（白席） 再質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、県単位化の協議につきましては、本年3月に、県と市町村が共同して国民健康保険を運営するに当たり、必要な事項を検討するために和歌山県国保運営方針連携会議が県により設置されています。基礎的な算定方針や納付金の算定件数などを検討する部会と国保医療に要する費用及び財政の見通しや保険税の徴収、保険給付の適正な実施などを協議する部会が設置されております。紀の川市からは、自主的に国保年金課の職員を2名ずつ両部会に参加させ、その席で保険者である紀の川市としての意見や提言等を積極的に発言し、運営方針案の策定に参画しております。また、今後も開催される検討部会においても、紀の川市の意見を発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 答弁をいただきました。ぜひ、その立場で頑張っていたきたいなというふうに思います。

3回目ですので、最後の質問ということで、市長にお尋ねをしたいと思います。

紀の川市の国保を振り返ってみますと、紀の川市ならではのといいますか、独自の判断がそれぞれ重ねられてきた経緯があると思っております。

例えば、高校生まで親が滞納してても、保険証は渡しますよという判断を国が言う前からやったりとか、それから資格証明書、窓口行ったら10割負担しなければならぬ資格証明書を新たに発行していないという姿勢であるとか、それから9年間国保税上げずに頑張ってきたとか、それから平成27年度、平成28年度には、一般会計からの繰り入れをしたとか、規模で言うと、平成27年度については9,200円ほどですか、1人当たり。今は1万円を超える金額を入れているという、そういう紀の川市独自のといいますか、ならではの国保事業というのが行われてきたというふうに、振り返ってみればそういう特徴があるというふうに思っています。

その上で、先ほど部長の答弁で、これまでの答弁でも、国保事業は独立採算だというこ

とは原則として答弁もされたんですけれども、先ほど部長がつけてくれていたのが、政策的な判断は必要だろうということを経理も言われていました。

そこで、平成27年度、平成28年度ときて、もう平成29年度は入れんでもいいということの見通しが、今、現時点ではあるようですけれども、一般会計からの独自の繰り入れをさらに続けて、国保加入者の税負担の軽減に向けてさらに前に進めていくべきだというふうには私は考えますけれども、市長はどのようにお考えになりますか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

国保会計につきましては、先ほどから褒めてくれてんのかなあとと思いながら、引き続きやれというふうな要望でもあるわけでありまして。

平成27年度、平成28年度が、余り大幅な保険料の値上げというわけにもいかんということで、一般会計からの補填をさせていただいてまいりました。平成29年度は、何とかこじれなくてやれるんじゃないかという部長の答弁でありますけれども、これは普通に伝染病とかインフルエンザの大流行とか、いろいろなどんな事態が起こるかもわかりません。

そういうことで、当初から繰り入れておくというのではなしに、そういうことときには繰り入れをしなくてはならないその幅も持ちながら、平成29年度の当初は一般会計から繰り入れることなく進めていけたらなと、そう思っておりますので御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（竹村広明君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、1番 並松八重君の一般質問を許可いたします。

1番 並松八重君。

はじめに、障害者差別解消法が施行されて本市の対応と取り組みについての質問をどうぞ。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま議長の許可をいただき、通告に従い、障害者差別解消法が施行されて本市の対応と取り組みについて質問いたします。

障害者差別解消法は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的とし、「障害者に対する差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供」を差別と規定しております。平成25年に制定され、本年4月に施行されました。障害を持つ人とそうでない人が、お互いを理解し、尊重し合える環境づくりをさらに進める契機となるものです。

そこで、本市の対応と取り組みについてお尋ねいたします。

1点目として、障害のある方に対する理解不足・偏見を取り除く心のバリアフリー化に

対する取り組みを教育現場では十分されているのかということです。

日本のように、特別支援学校で障害のある方を分けてしまうと、障害者と健常者が顔を合わせる機会が少なくなり、子どもたちは接し方や支え方がわからないまま育ちます。障害者が抱えている本当の辛さや可能性を理解する機会も限られております。学校教育における子どもたちへ心のバリアフリー化に対する取り組みが大変重要だと考えます。

2点目としては、障害のある方に対する合理的配慮が、自治体においては義務化されているということです。

合理的配慮の一例としては、車いす利用者のために段差にスロープを渡す、高いところにある商品をとって渡すなどの物理的配慮、筆談・読み上げ・手話などのコミュニケーション、わかりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮があります。

先進的な取り組みをしている自治体では、若手職員を中心にサービス介助士資格の取得を促し、資格を持つ職員を各課に配置し、通常業務のほか車いす利用者の安全な移動の手助け、視覚障害者の目的地までの誘導、ベビーカーを押す母親の手伝いなどを行っております。サービス介助士は、「おもてなしの心」と介助技術を身につけたスペシャリストで、全国で12万人の方が資格を持っております。本市でも、本庁舎を含む公的機関での各窓口での合理的配慮は全職員に周知され、対応できているのでしょうか。

3点目は、障害者の差別解消を効果的に推進するには、障害者にとって身近な地域実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークとしての役割を果たす障害者差別解消支援地域協議会が挙げられます。この設置に向けた取り組みは進んでいるのでしょうか。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 並松議員の御質問について、教育委員会が所管する部分につきまして、答弁をさせていただきます。

紀の川市の学校教育を進める上での指針となります「教育大綱」に、全ての人がお互いを認め合い、誰もが自分らしく生きることができると目指すこととしておきまして、本年度の学校教育指針の基本方針でも、「豊かな心を育てる」ため、人権教育の推進を掲げております。

障害者差別解消法の施行より、障害者を取り巻く環境が個人的な医学的モデルから社会的な問題として取り組みを求め、合理的配慮に努めなければならなくなったとは、大きな意味があるかと考えます。

教育現場におきましては、アイマスクや車いす等の疑似体験、視覚障害や聴覚障害、あるいはバリアフリーに関する調べ学習のほか、総合学習や道徳などさまざまな教科領域におきまして、発達段階に合わせた教育を行う中で、障害を理解し、ともに社会の一員として生きる子どもの育成に取り組んでおります。

また、市内のほとんどの学校に設置されております特別支援学級についての理解や啓発を集会や交流会を通じて行う中で、知的障害や自閉症・情緒障害についての理解も深めているところでございます。

さらに、紀の川市内の子どもたちが通う「紀伊コスモス支援学校」や「きのかわ支援学校」とも交流を行い、ともに活動する中で、身近な友達を通じて障害に対する理解を深める取り組みを行う学校もございます。

一方、教職員につきましては、毎年夏休み期間中に特別支援教育に関する研修を開催しており、本年度は障害者差別解消法における合理的配慮の提供に関する研修を実施いたしました。

障害者差別解消法の施行に伴い、教育現場におきましては、十分その趣旨が浸透するよう指導徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） 並松議員の障害者差別解消法が施行されて、本市の対応と取り組みはということのうち、本市の窓口での合理的配慮の職員への周知は十分できているか。また、障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けた取り組みはどうかということについて、答弁申し上げます。

本年4月1日に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法が施行され、行政機関等においては、障害者への合理的配慮が義務化され、紀の川市でも、職員一人一人が障害を理由とする差別の解消の推進に適切に取り組むため、「紀の川市職員対応要領」を策定し、本年8月に各部の所属長に通知し、各職員への周知をしたところでございます。

この要領には、業務の具体的な場面で、その対応の参考とできるように、場面に応じた合理的配慮の事例を示すとともに、それぞれの障害の種別や特性に応じた配慮についても紹介し対応できるよう定めております。

また、本年11月には、全職員を対象に、「障害者差別解消法と自治体に求められる役割」として、弁護士を講師に研修を実施したところであり、今後は福祉関係の窓口職員だけではなく、職員一人一人が適切に合理的な配慮に対応できるように努めてまいります。

次に、障害者差別解消支援地域協議会の設置につきましては、昨年来の議会の一般質問においても同様の質問がございましたが、4月法施行後の状況について答弁申し上げます。

この地域協議会の設置は、地方自治体の判断による任意の設置となっており、県内においても今のところ設置されたところはないという状況です。また、複数市町村の共同設置や既存の関連する地域協議会等にその機能を設けるなどの方法も可能ということでございます。

そういう点では、那賀圏域の障害者支援事業所や法人、行政機関等で組織しています「那賀圏域障害児・者自立支援協議会」が地域協議会の役割を担うということで、対応が可能という考え方もあり、県内市町村の動向や那賀圏域の構成である岩出市との共同も勘

案しながら、その必要性を検討し、またこの圏域の実情に沿った相談体制の構築に努めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） ただいま答弁していただきましたが、合理的配慮について、再質問させていただきます。

新しい施設であるここ本庁舎は、車いす専用、内部障害の方、高齢者、妊婦等の駐車スペースの確保や表示はわかりやすく十分整備されていると思っておりますが、本庁舎以外に目をやれば、その他の公共施設、特に各支所・公民館・図書館などの施設では、駐車スペースが少なく雨天時には利用しづらいと思っておりますが、合理的配慮がなされているとお考えでしょうか。

本市が管理されている施設においては、全ての方が気持ちよく安心して利用していただけることが重要です。内部障害の方専用の標記をした駐車スペースを確保している自治体もあります。この点について、再度答弁を求めます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 並松議員の再質問にお答えいたします。

合理的配慮については、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応することが求められるものです。重過ぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重過ぎるのか理由を説明し、別の方法を提案することを含め、話し合い、理解を得るようにしなければなりません。

市役所の支所や図書館等各施設の管理や運営において、例えば、障害のある方の駐車スペースやスロープの確保、また、その表示や機能が損なわれていないかなどの確認も含め、いま一度、施設管理部署とともに見直しも含め対応してまいります。

また、施設面において改修等の必要があり、当面過重な負担と判断される場合は、施設の改修や建てかえ等により社会的障壁が解消されるまでは、適切な別の方法の提供について、それぞれの人に合った理解を得られるように各施設の窓口で対応を充実させるよう努めてまいります。

一例でございますが、紀の川市では、聴覚障害のある人への合理的配慮として、手話通訳資格のある職員を3名配置し、市役所での対応を含め、病院や公共的機関への手続等、日常生活に必要な場合には職員を派遣するなどの対応をしているところであり、また講演会等でも要約筆記の導入にも取り組んでおり、今後も継続していくとともに、そのほかの障害のある人へのさまざまな合理的配慮にも対応できるよう関係機関と連携し、進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

〔並松議員「ないです」という〕

○議長（竹村広明君） 次に、改正障害者雇用促進法による本市の対策についての質問をどうぞ。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） 続きまして、改正障害者雇用促進法による本市の対策について、質問いたします。

本年4月に、改正障害者雇用促進法が施行され、条文第85条の4第1条中、障害者とそうでない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者とその有する能力を有効に発揮できるようにするための措置という前置きがされています。障害者は、身体・知的障害者にADHD（注意欠陥・多動性障害）を代表とする発達障害やてんかんを含む精神障害者が追加されました。事業主に対し、雇用の分野における差別の禁止と職場で働くに当たっての支障を改善するための措置である合理的配慮の提供義務を定めています。

1点目として、本市が昨年3月に作成された第4期障害福祉計画について、お尋ねいたします。

福祉施設利用者の一般就労への移行に関する目標値と障害者就業生活支援センターの協力を得ながら自立支援協議会を活用するなど、福祉産業、労働及び教育機関との連携を強化する取り組みが示されております。平成29年度までの目標値なので、取り組み途中だと思いますが、現状と課題をお聞かせください。

2点目として、新たに精神障害者が法定雇用率の算定基礎に追加され、雇用が義務づけられます。施行期日は、平成30年4月1日で、法定雇用率は原則5年ごとの見直しとなっております。法定雇用率の引き上げ分を考えると、市職員の募集・採用の機会に関しても、見直しを含め、本市として法定雇用率の目標を決め、達成のための取り組みをされているのか、お尋ねいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） 次に、改正障害者雇用促進法による本市の対策についてですが、現在、現行の第4期紀の川市障害福祉計画は、平成27年度から平成29年度までの3カ年の計画期間で、障害福祉サービスの利用目標を定めたものであります。

この福祉施設利用者の一般就労への移行の成果目標に関しては、平成29年度で、平成24年度実績の2倍の10名と定めていますが、実績としましては、平成25年度は2名、平成26年度も2名、また平成27年度では3名、本年度では、現時点で1名の実績となっております。

就労移行支援事業の利用者数は、平成26年度では22名、平成27年度は27名、平成28年度では11月現在で17名という状況でございます。那賀圏域で、2カ所の就労

移行支援事業所のうち就労移行率3割を超えて達成している事業所はなく、就労移行支援事業の利用者は増加し成果目標を達成しているにもかかわらず、福祉施設から一般就労への移行目標は、目標値を大きく下回っているという状況にあります。

この要因としては、福祉的施設である就労移行支援事業の利用者は、一般就労の経験のない障害のある方が一定期間、基本2年以内ですが、一般就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行い、その結果で一般就労に移行することになります。

しかし、この訓練の結果で、一般就労へ移行できるだけの知識や能力の基準を達成できないと評価された場合は、引き続き、就労移行支援事業所から就労継続支援事業所に移行し、一般就労に向けた実践的な職場訓練等を継続して行うことになることから、一般就労への移行率がなかなか上がらない現状であります。

また、一般就労に移行したが定着できず福祉的就労に戻るケースがほとんどで、定着できない理由としては、本人の就労意欲の低下、就労環境になじまないなど障害の特性が起因していることも多く、この課題解決には事業主の障害に対する特性の理解は当然必要であります。個々の障害特性による場合など、どう解決していくのが実情の課題となっております。

以上です。

○議長（竹村広明君） 総務部長 上山和彦君。

○総務部長（上山和彦君）（登壇） 並松議員の2点目の法定雇用率に係る御質問にお答えいたします。

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、同施行令では、国・地方公共団体の法定雇用率は2.3%と設定されてございます。これは、国・地方公共団体においては、率先垂範して障害者雇いを推進するという観点から、民間企業2.0%より高い雇用率2.3%が設定され、障害者の雇用に努めることとなっております。

本市においても、合併後、退職等により法定雇用率に達しなくなる時期がありましたので、平成18年、平成24年、平成25年、平成26年と、計4回の身体障害者を対象とした職用試験を実施してございます。特に、平成24年度においては、法定雇用率を達成するには4名の採用が必要でしたので、応募人数、また試験成績結果等の関係で、単年度では雇用率達成に至らず、3年連続採用試験を実施した結果、現在、障害の等級が1級の職員を2人、3級以下の職員を7人、精神障害の等級が2級の職員を1人、計10人の職員を雇用してございまして、雇用率2.31%で法定雇用率を上回ってございます。

今後も、障害者雇を進めていく根底には、「共生社会」の実現の理念があり、障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要であることから、引き続き、法定雇用率達成に努めてまいり所存でございます。

また、採用試験に際しましては、さらに受験しやすい環境を考慮し、改正障害者雇用促進法の趣旨にのっとり、合理的配慮を行うことはもちろん、多くの方が受験していただ

るよう、受験資格を含めた採用試験実施要領の再検討も行った上で採用試験を実施するとともに、障害者にとっても働きやすい職場づくりも進めてまいります。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） 再質問させていただきます。

私は、厚生常任委員会で岡山県総社市を視察研修してまいりました。障害者雇用について先進的な取り組みをされていて、大変参考になりました。本市とは、人口・世帯数・面積はほぼ同じ規模の自治体です。平成23年から障害者が自立すればみんなが元気になれるとの信念で、片岡市長みずから雇用施策を国に任せ切るのではなく、市を挙げて障害者雇用に取り組むため、市・事業主の責務と市民の役割を明記した市レベルではほかに例を見ない障害者千人雇用推進条例を制定されていました。障害者の就労に係る全面的な支援を行うため、庁舎内には市長直筆の看板を掲げた「障害者千人雇用センター」を設置していました。

5年が過ぎた本年9月で、一般就労と福祉的就労を合わせて951人の方が就労されております。ハローワーク総社と「福祉から就労」支援協定を締結し、市職員2名をハローワークに常駐、市主催で障害者と企業の出会いの場づくりなど、障害のある方が地域で生き生きと働き続けられるよう、雇用前から雇用後まで一人一人に細やかなケアを行っていました。結果、平成25年では、障害者を含む39世帯が就労によって生活保護を受けるのをやめて自立されています。

本市においても、障害のある方の相談、支援、就労までの体制を各関係機関と連携をとり、今以上に強固にきめ細かな支援ができるようなワンストップ窓口の開設につなげられないのでしょうか。

また、本市の受験資格を含めた採用試験においても、受験の資格に自力で通勤できることとあります。仕事はできても、自力で通勤できないだけで受験することができないのです。ほかの自治体でも、現行の受験資格を見直す動きが出ております。

今回の法改正での合理的配慮から考えると、本市もいま一度検討すべきだと考えますが、執行部の考えをお答えください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 並松議員の再質問のうち、就労の相談支援、それから相談までのワンストップの窓口の機能という部分についての再質問にお答えいたします。

就労支援に関しましては、現在、那賀圏域障害児・者自立支援協議会に就労部会を組織し、福祉的就労支援事業所、ハローワーク、支援学校、行政機関などが参画し、就労に関する制度の課題も含めた就労に関する情報の共有を図りながら、就労支援について積極的

な協議を行うとともに、課題解決に向けた対策などを講じているところです。

議員の御提言の一般就労につながる求人情報や相談などのワンストップ窓口の開設につきましては、那賀圏域の障害者の就労等に関する相談や就労のコーディネートを行う機関として、和歌山県から業務を委託された、「岩出紀の川障害者就業・生活支援センター」が設置されています。

また、事業主からの求人情報については、和歌山職業公共安定所の出先機関であります「紀の川市ふるさとハローワーク」が貴志川支所敷地内に開設されており、ここでは障害者の雇用枠も含め、事業主からのリアルタイムの求人情報を提供し、障害のある人の求職に関する相談も行っており、この2カ所が障害者の就労サポートを行う総合的な窓口となっていると考えております。

しかし、この体制のもとで、市としても新たな障害者の就労につながるよう相談体制の構築や、また効率的かつ効果的な一般就労につながるような就労施策についても、今後、自立支援協議会等関係各機関と連携し、研究・検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（竹村広明君） 総務部長 上山和彦君。

○総務部長（上山和彦君）（自席） 並松議員の再質問、合理的配慮の提供義務、また受験資格の緩和という部分について、お答えさせていただきます。

まず、合理的配慮の提供義務についての考え方からお答えします。

合理的配慮の提供義務、またその内容につきましては、後に、公労使障（公益または行政・労働者・使用者・障害者）の4者で構成される労働政策審議会の意見を聞き、定める「指針」というものが示されると聞いてございます。ただ、現在考えられる主な具体例といたしましては、まず、募集・採用時の配慮といたしましては、問題用紙の点訳、また健常者の試験より問題数を少なくすることは、既に当市でも実施していますが、その他に問題用紙の音訳、試験等での拡大読書器の利用、試験の回答の時間延長、また回答方法の工夫などの実施を考えてございます。

また、施設の整備、援助者などにつきましては、試験会場は基本的に本庁舎を使用しますので、移動の利便性を確保できるものと考えてございますし、車いすを利用する方に合わせた機の準備、文字だけでなく口頭での説明、また口頭だけではなく、わかりやすい文書・絵図を用いての説明は既に実施してございますが、そのほか必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の配置なども実施する必要性があります。

次に、多くの方が受験していただけるよう、受験資格を含めた採用試験実施要領の再検討につきましては、過去に実施した採用試験の受験資格は、身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級から4級の方、ただし、車いすなどを含み自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに週38時間45分の勤務の遂行が可能な方等を定めてございますが、障害の程度の拡大、また自力通勤の可否等も含め今後検討が必要かと考えてございます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（質問席） 最後に、市長にお尋ねいたします。

改正障害者雇用促進法が施行されて、全国の自治体でもさまざまな事業が展開されております。その中でも、先ほどの総社市が行う取り組みとして、福祉的就労から一般就労へ移行し、6カ月以上経過した方に市独自施策として、就労支援金10万円が支給されています。

先ほど、部長から答弁いただいたように、福祉的就労から就労移行支援、そして一般就労への移行には多くの課題があります。だからこそ、頑張って頑張って、一般就労を6カ月以上経過することの意味は大きいのではないのでしょうか。

和歌山市でも、就労継続支援を受け、一般就労した者に限り、6カ月以上継続して就労した場合に10万円支給する雇用定着祝い金交付事業があります。本市においても、障害を持たれた方への就労支援をさらに推進できる施策として提案したいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 並松議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

先進地、総社市や和歌山市のように、障害を持ちながら一般就労に移行された方に祝い金をという話であります。

私は、まず雇用していただいた企業に何らか御褒美を差し上げるべきではないかなとも思います。そんな中で、この問題もいろいろ検討させていただいて、今、半年以上就労された方に祝い金を渡すという回答だけではなしに、十分検討させていただきたいと、そのように思っております。

○議長（竹村広明君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

（散会 午後 3時14分）